

第2期 新居浜市
子ども・子育て支援事業計画
【令和2年～6年度】

令和2年3月



新居浜

はじめに



我が国においては、少子高齢化に伴う人口減少により、家庭や地域における子育て力の低下、児童虐待、育児放棄（ネグレクト）や発達障がいをはじめとする個々の児童にかかる課題のほか、令和元年10月から開始されました「幼児教育・保育の無償化」により保護者の負担軽減が図られる一方で、保育園・幼稚園等の利用希望者が増加するなど、保育施設等が果たすべき責任と期待される役割は重要となっております。

本市におきましては、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が施行されることに伴い、「新居浜市子ども・子育て支援事業計画（第1期計画）」を策定し、幼児期における教育・保育の総合的な提供・確保及び地域の子育て支援の充実に努めてまいりました。

今年度末をもって、第1期計画が期間満了を迎えるにあたり、引き続き、本市の子育て支援に関連する様々な分野の取組を総合的、計画的に推進するため、令和2年度から5年間を計画期間とする「第2期新居浜市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画においては、「子どもがまんなか 家庭と地域を笑顔でつなぎ みんなが育つあかがねのまち」を基本理念に掲げ、ますます多様化が進む子育て世代のニーズに的確に対応した各種施策を効果的に展開することにより、市民の皆様が安心して出産・子育てができ、また、全ての子どもたちが夢や希望を持って健やかに生活できる環境整備を進めてまいります。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました新居浜市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、子育て支援に関するニーズ調査等にご協力いただきました多くの市民の皆様にご心から感謝を申し上げます。

令和2年3月

新居浜市長 石川 勝行

～ 目 次 ～

第1章 計画の概要 -----	1
【1】計画策定の背景-----	1
【2】新居浜市における取組-----	1
【3】計画の位置付け-----	2
【4】計画の期間-----	3
【5】計画の策定方法-----	3
第2章 子どもを取り巻く本市の現状 -----	4
【1】人口等の状況-----	4
【2】子育て支援施設等の利用状況-----	11
第3章 本市の現状分析と課題 -----	19
【1】第1期計画の検証-----	19
【2】ニーズ調査から読み取れる課題-----	27
第4章 計画の基本的な考え方 -----	36
【1】基本理念-----	36
【2】基本方針-----	36
【3】施策体系-----	37
第5章 基本方針及び基本施策の取組 -----	38
【基本方針1】子育て家庭を支えるまちづくり-----	38
【基本方針2】仕事と子育てを両立できるまちづくり-----	41
【基本方針3】安心して子育てできるまちづくり-----	43
【基本方針4】健やかな成長を支えるまちづくり-----	47
【基本方針5】配慮が必要な子どもにやさしいまちづくり-----	50
【基本方針6】地域で子どもを見守るまちづくり-----	54
第6章 子ども・子育て支援事業計画の基本施策 -----	58
【1】教育・保育の提供区域の設定について-----	58
【2】教育・保育等の量の見込みと提供体制の確保-----	58
【3】教育・保育事業の量の見込みと確保方策-----	60
第7章 計画の推進 -----	68
資料編 -----	69

第1章 計画の概要

【1】 計画策定の背景

我が国では、子育てを取り巻く環境は近年大きく変化し、就労ニーズの多様化に伴う保育施設における待機児童問題や、育児不安を抱える家庭の増加など、様々な課題が顕在化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

一方で、一人の女性が生涯に産む子どもの数に当たる「合計特殊出生率」は、我が国において昭和50（1975）年に2.0を下回ってからは減少を続けており、近年では一時微増傾向にあったものの再び減少に転じ、平成30（2018）年時点において1.42となっています。

そのような中、国においては「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」（以下「子ども・子育て支援法」と言います。）を制定し、平成27（2015）年度から「子ども・子育て支援新制度」を施行することにより、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進しています。

この新制度は「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「地域の子ども・子育て支援の充実」「保育の量的拡大・確保」をその目的として掲げ、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援の総合的な推進を図るものです。また、国においては、待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の改定や、「新・放課後子ども総合プラン」の策定、幼児教育・保育の無償化等、子育て支援施策を加速化しています。

【2】 新居浜市における取組

本市においては、平成27（2015）年3月に「子どもがまんなか 家庭と地域を笑顔でつなぎ みんなが育つあかがねのまち」を基本理念とした、「新居浜市子ども・子育て支援事業計画（平成27～31年度）」（以下「第1期計画」と言います。）を策定しました。

本市ではこの第1期計画に基づき、幼児期における多様な教育・保育・子育て支援体制の整備・充実、家庭における子育て力の向上、仕事と子育ての両立支援、子育てを通じた地域の活性化などを推進してきました。

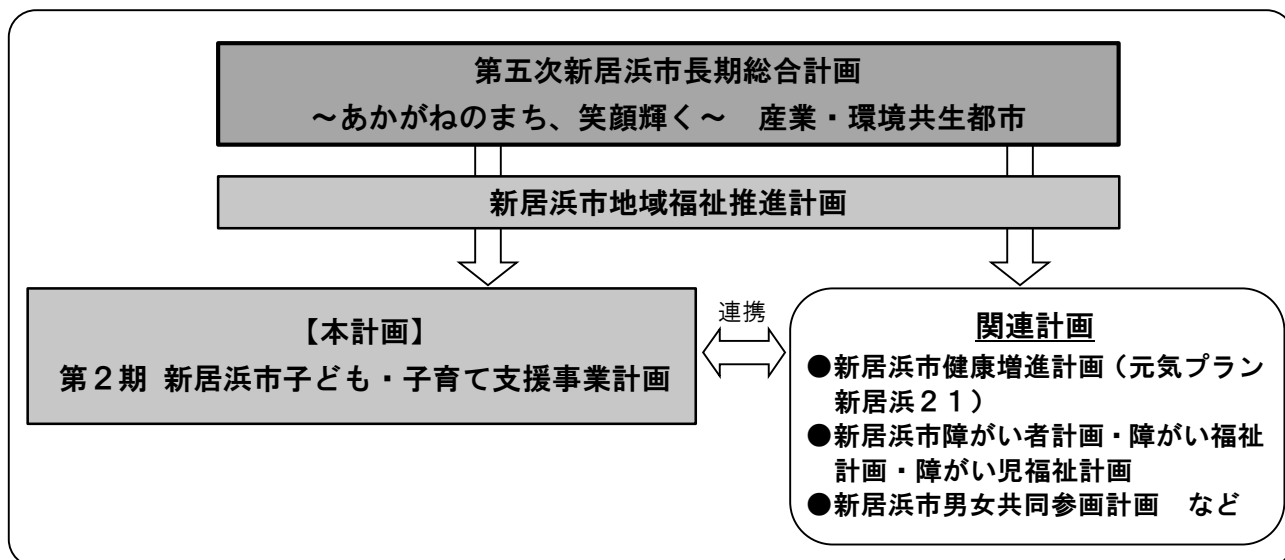
第1期計画は、平成27（2015）年度から令和元（2019）年度までの5年間を対象期間としており、この度、計画期間の満了に伴い「第2期 新居浜市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」と言います。）を策定します。

本計画は、国及び県の方向性を踏まえ、第1期計画における取組の進捗評価をはじめ、アンケート結果に基づく市民の意識やニーズ、新居浜市子ども・子育て会議における審議等を踏まえ、本市における子育て支援に関連する様々な分野の取組を、総合的、計画的に推進することを目的として策定しています。

【3】 計画の位置付け

本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、「次世代育成支援対策推進法」による「市町村行動計画」の役割も担っています。さらに、母子の健康水準を向上させるための取組を推進する国民運動計画「健やか親子21」の趣旨を踏まえた計画とします。また、本市の最上位計画である「第五次新居浜市長期総合計画（～あかがねのまち、笑顔輝く～産業・環境共生都市）」における、子ども・子育てに関する分野別計画の役割も有しています。

【本市における計画の位置付け】



【参考／「子ども・子育て支援法」（市町村子ども・子育て支援事業計画）】（抜粋）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

【参考／「次世代育成支援対策推進法」（市町村行動計画）】（抜粋）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定するものとする。

【4】 計画の期間

本計画の期間は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。
なお、量の見込みや確保方策などに変更の必要性が生じた場合は、適宜、見直す場合があります。

【5】 計画の策定方法

1 新居浜市子ども・子育て会議における審議

計画の策定に当たっては、「子ども・子育て支援法」及び「新居浜市子ども・子育て会議条例」に基づき、子育て支援に関わる学識経験者や各種団体、組織の関係者などから構成される「新居浜市子ども・子育て会議」において、本計画の内容についての審議を行いました。

2 ニーズ調査（アンケート調査）の実施

市内の子育て中の保護者における、教育・保育施設・子育て支援事業の利用状況や、子育てについての意見・要望等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、ニーズ調査（アンケート調査）を実施しました。

調査名称	新居浜市 子ども・子育て支援に関するニーズ調査			
調査対象	就学前児童／市内に居住する0歳から小学校入学前までの子どもがいる家庭（保護者） 小学生／市内に居住する小学生の子どもがいる家庭（保護者）			
調査方法	郵送配布・回収			
調査期間	令和元（2019）年6～7月			
配布・回収状況				
		全体	就学前児童	小学生
配布数	2,000件	1,500件	500件	
有効回収数	1,115件	859件	256件	
有効回収率	55.8%	57.3%	51.2%	

3 パブリックコメントの実施

計画案についてのパブリックコメント（意見公募）により、幅広く意見を募りました。

第2章 子どもを取り巻く本市の現状

【1】 人口等の状況

1 総人口・世帯数の推移

本市の総人口は、平成 31 (2019) 年 3 月末日現在 119,281 人であり、平成 26 (2014) 年から約 4,400 人の減少 (平成 26 (2014) 年を 100.0 とした場合 96.4) となっています。近年、人口は緩やかに減少しており、1 世帯当たりの人口数を示す世帯人員も、平成 26 (2014) 年の 2.17 人から平成 31 (2019) 年で 2.07 人と減少しています。

【人口・世帯数の推移】

	平成 26 (2014)年	平成 27 (2015)年	平成 28 (2016)年	平成 29 (2017)年	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年
人口(人)	123,696	122,751	121,966	121,211	120,351	119,281
世帯数(世帯)	57,055	57,147	57,237	57,339	57,461	57,573
世帯人員(人/世帯)	2.17	2.15	2.13	2.11	2.09	2.07
人口増減率(%)	100.0	99.2	98.6	98.0	97.3	96.4
世帯数増減率(%)	100.0	100.2	100.3	100.5	100.7	100.9

注：増減率は、平成 26 (2014) 年を 100.0 とした場合の各年の割合を示す。

資料：住民基本台帳 (各年 3 月末日現在) (外国人を含む。)

2 地区別人口・世帯数の推移

地区別でみると、全ての地区において、人口は減少傾向、世帯数はおおむね緩やかな増加で推移しています。

【地区別人口・世帯数の推移】

	平成 26(2014)年			平成 31(2019)年			人口 増減率 (%)	世帯数 増減率 (%)
	人口	世帯数	世帯人員	人口	世帯数	世帯人員		
新居浜市全体	123,696	57,055	2.17	119,281	57,573	2.07	-3.6	0.9
川西地区	33,339	15,915	2.09	32,465	16,030	2.03	-2.6	0.7
川東地区	34,725	15,801	2.20	33,117	15,792	2.10	-4.6	-0.1
上部西地区	24,194	10,843	2.23	23,245	10,954	2.12	-3.9	1.0
上部東地区	31,438	14,496	2.17	30,454	14,797	2.06	-3.1	2.1

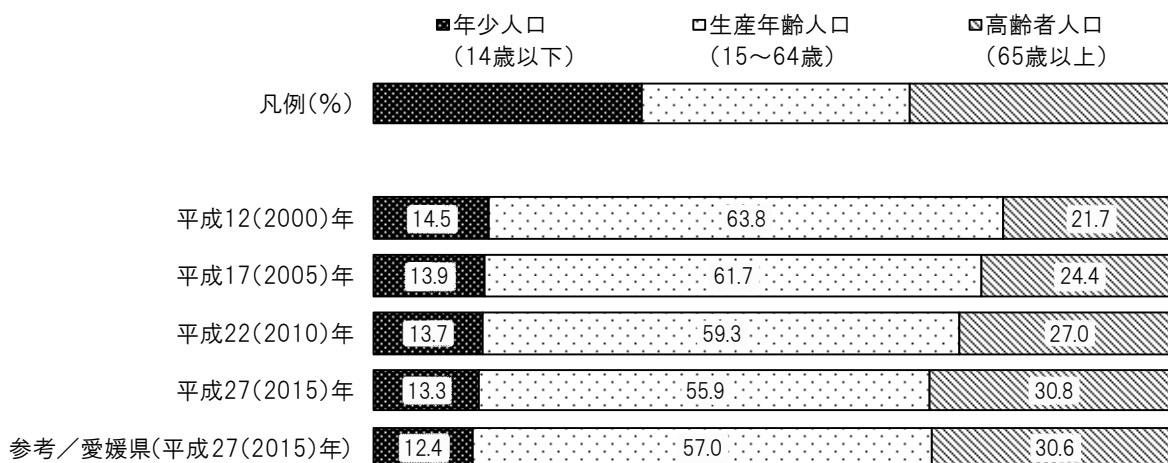
注：増減率は、平成 26 (2014) 年を基準とした場合の平成 31 (2019) 年の割合を示す。

資料：住民基本台帳 (各年 3 月末日現在) (外国人を含む。)

3 年齢別人口

年齢別の人口構成比をみると、平成 27 (2015) 年では年少人口 (14 歳以下) は 13.3%、生産年齢人口 (15~64 歳) は 55.9%、高齢者人口 (65 歳以上=高齢化率) は 30.8%となっており、高齢化率は増加で推移しています。また、年少人口は緩やかな減少で推移しており、少子高齢化の進行がうかがえます。

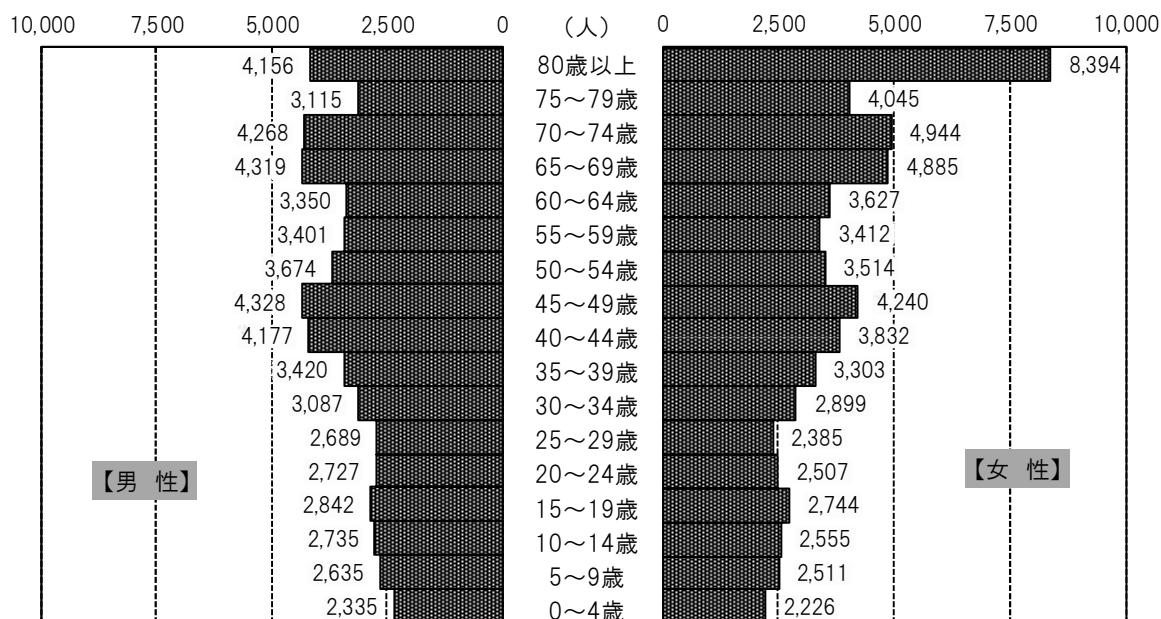
【年齢 3 区分人口構成比】



資料:国勢調査

さらに、年齢を 5 歳階級別でみると、男女共に 60 歳代後半から 70 歳代前半の、いわゆる「団塊の世代」及び 40 歳代の「団塊ジュニア層」が多くなっています。また、80 歳以上になると、女性の人口が男性を大きく上回っています。

【年齢 5 歳階級別人口】



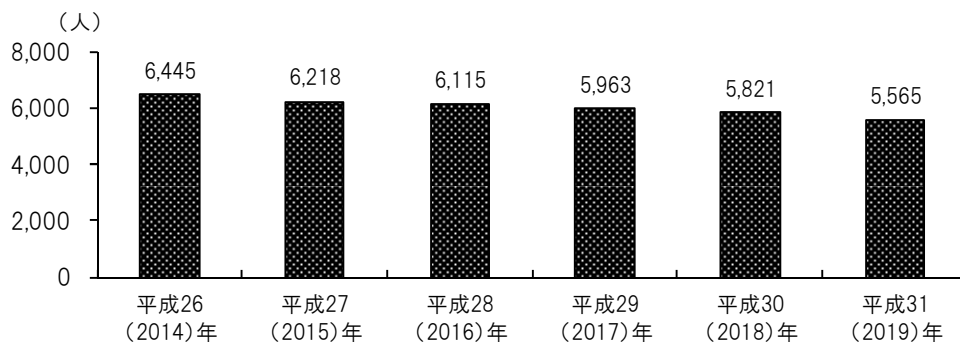
資料:住民基本台帳(平成 31(2019)年3月末日現在)(外国人を含む。)

4 子どもの人口推移

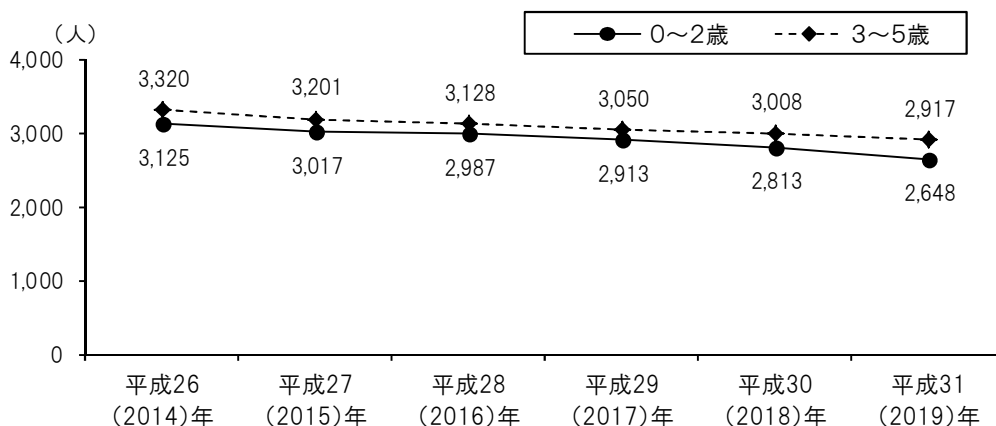
本市の5歳以下の子どもの人口推移をみると、平成31（2019）年3月末日現在5,565人であり、近年は緩やかな減少で推移しています。

地区別に子ども人口の推移をみると、いずれの地域も、緩やかながらおおむね減少あるいは横ばいで推移しています。

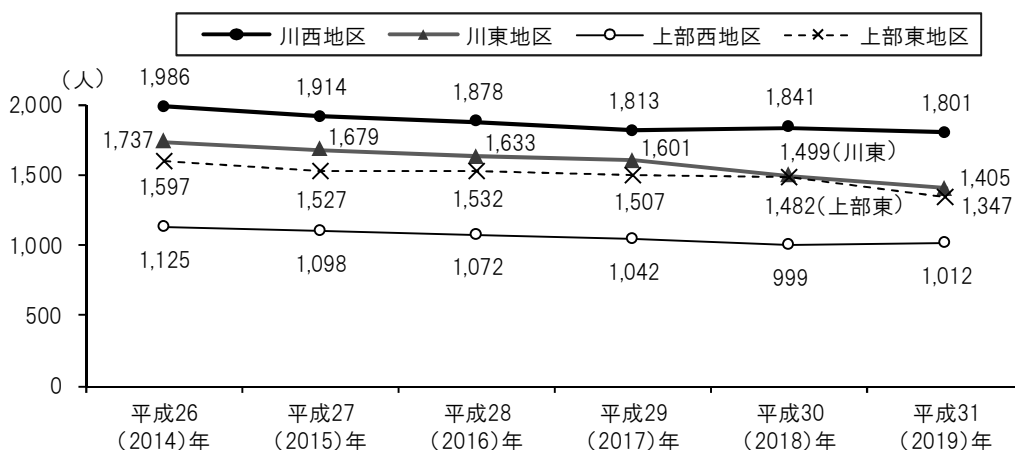
【子どもの人口推移（0～5歳合計）】



【子どもの年齢別人口推移】



【地区別子どもの人口推移（0～5歳合計）】



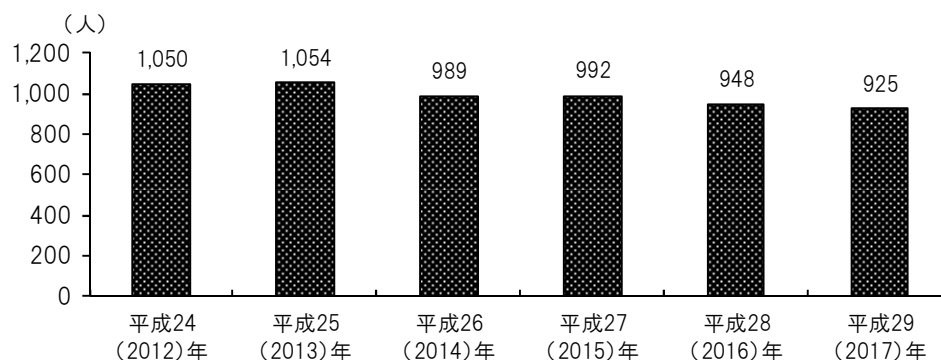
資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）（外国人を含む。）

5 出生等の状況

(1) 年間出生数の推移

本市の出生数は、近年、緩やかな減少で推移しており、平成 29 (2017) 年は 925 人となっています。

【出生数の推移】



資料：人口動態統計

(2) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、平成 20 (2008) 年～平成 24 (2012) 年の平均では、1.80 と近年では最も高くなっています。

【合計特殊出生率の推移】

(単位：人)

	平成 10(1998)年 ～平成 14(2002)年	平成 15(2003)年 ～平成 19(2007)年	平成 20(2008)年 ～平成 24(2012)年
新居浜市	1.64	1.60	1.80

資料：人口動態保健所・市区町村別統計

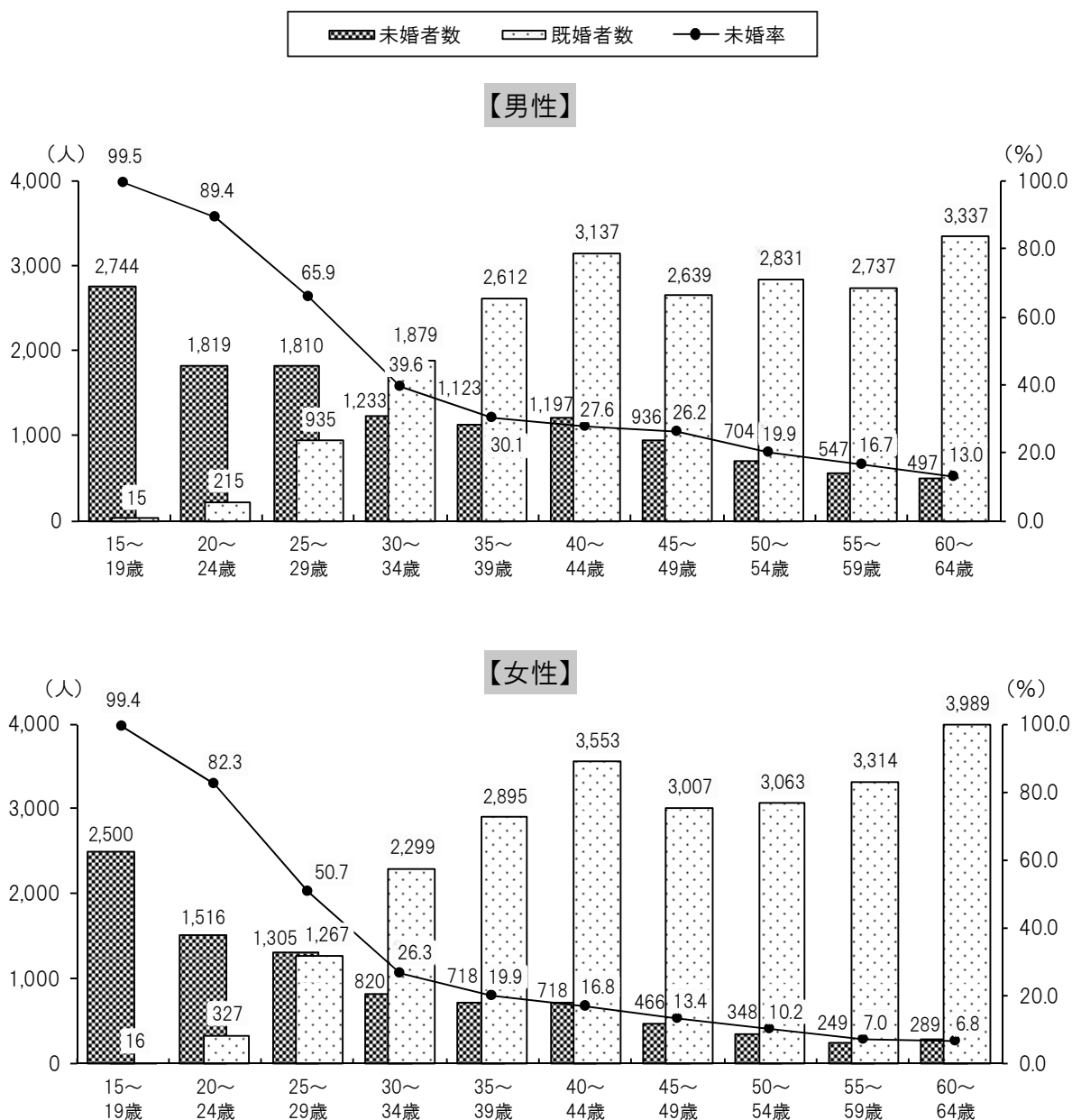
	平成 25 (2013)年	平成 26 (2014)年	平成 27 (2015)年	平成 28 (2016)年	平成 29 (2017)年
参考/愛媛県	1.52	1.50	1.53	1.54	1.54
参考/国	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43

資料：人口動態統計

6 婚姻の状況

本市の未婚者数と既婚者数を年齢別にみると、男性の場合、20歳代後半までは未婚者数が既婚者数を上回っていますが、30歳代前半になると逆転することから、30歳代が婚姻の中心的年齢層であることが分かります。女性の場合も、30歳代前半に逆転していますが、男性に比べ既婚者数は大きく上回っています。

【年齢別未既婚者数と未婚率】

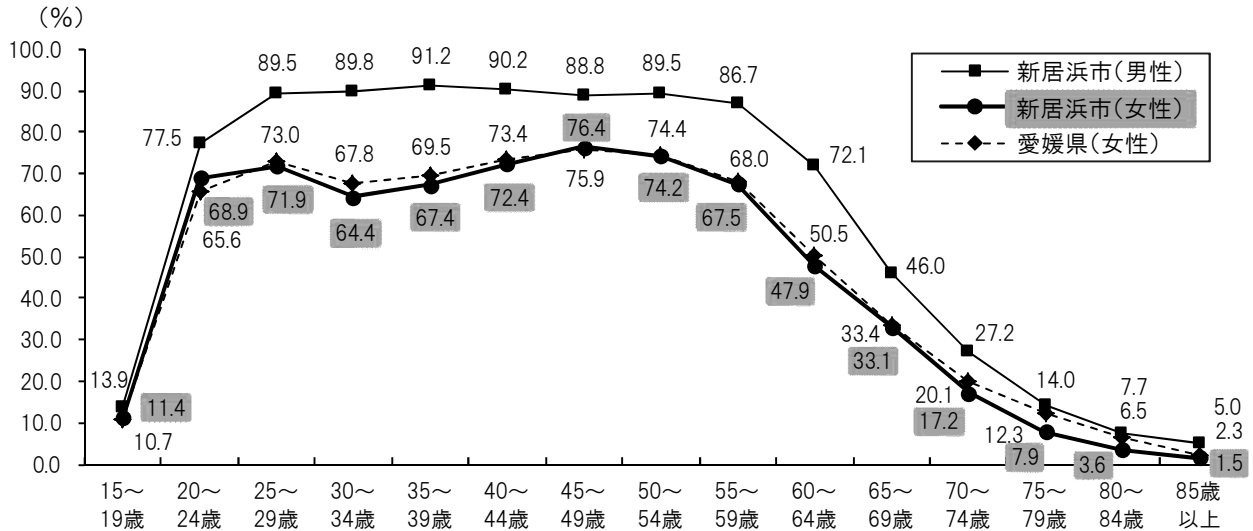


資料: 国勢調査(平成 27(2015)年)

7 年齢別就業率

本市における女性の就業率をみると、30歳代前半の「婚姻～子育て開始時期」に一旦低下し、その後、再び上昇をみせる「M字カーブ*」の状況がうかがえます。

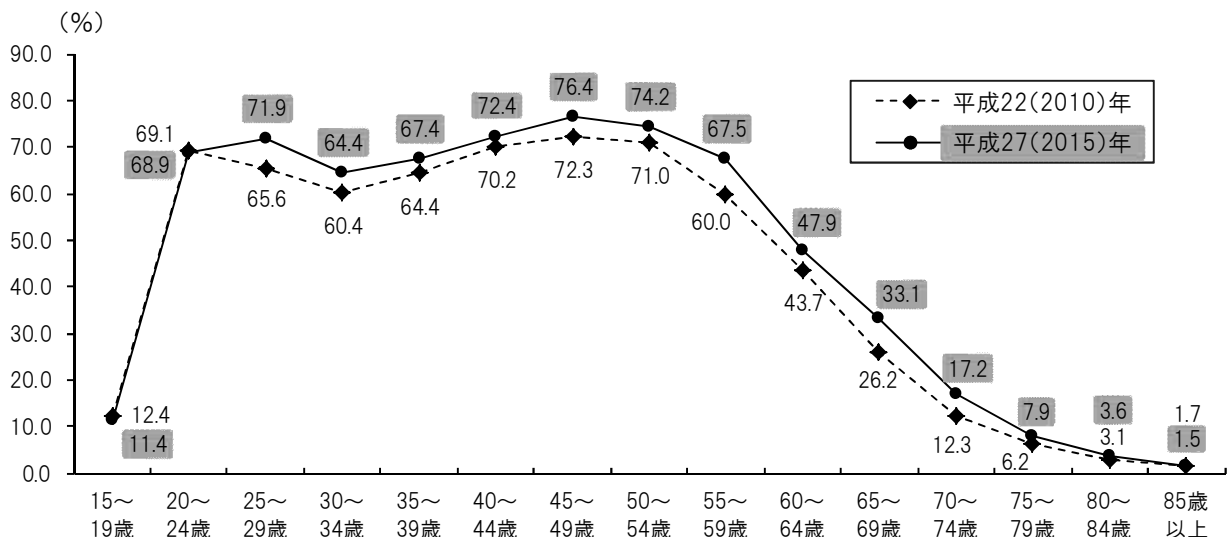
【年齢別就業率（県比較）】



資料:国勢調査(平成 27(2015)年)

本市の就業率は、平成 22 (2010) 年に比べ全体的に増加しており、特に 20 歳代後半の増加が顕著となっています。また、30 歳代以上の年齢層でも増加傾向にあることから、共働き世帯が増えていることがうかがえます。しかし、依然として「M字カーブ」の状況にあります。

【女性の年齢別就業率（経年比較）】



資料:国勢調査

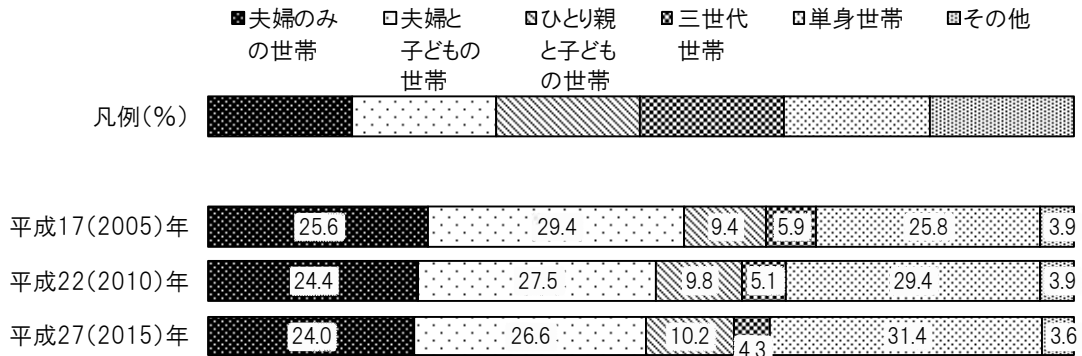
※【M字カーブ】日本の女性の就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、例えば 30 歳代前半を谷とし、20 歳代後半と 30 歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。

8 世帯の状況

(1) 世帯構成

世帯構成について、平成 17 (2005) 年から平成 27 (2015) 年までの推移で見ると、「ひとり親と子どもの世帯」「単身世帯」は緩やかな増加で推移していますが、「夫婦と子どもの世帯」は減少傾向にあります。また、世帯人員が多い「三世帯世帯」は減少傾向にあり、世帯規模の縮小がうかがえます。

【世帯構成の推移】



資料:国勢調査

(2) ひとり親家庭の状況 (20歳未満の子どもがいる世帯)

本市の 20 歳未満の子どもがいるひとり親家庭については、平成 27 (2015) 年で 1,039 世帯となっており、うち母子世帯が 915 世帯 (88.1%)、父子世帯が 124 世帯 (11.9%) となっています。

【ひとり親家庭の状況】

	平成 17(2005)年	平成 22(2010)年	平成 27(2015)年
ひとり親家庭(合計)	1,071	1,054	1,039
母子世帯数	953(89.0%)	936(88.8%)	915(88.1%)
父子世帯数	118(11.0%)	118(11.2%)	124(11.9%)

資料:国勢調査

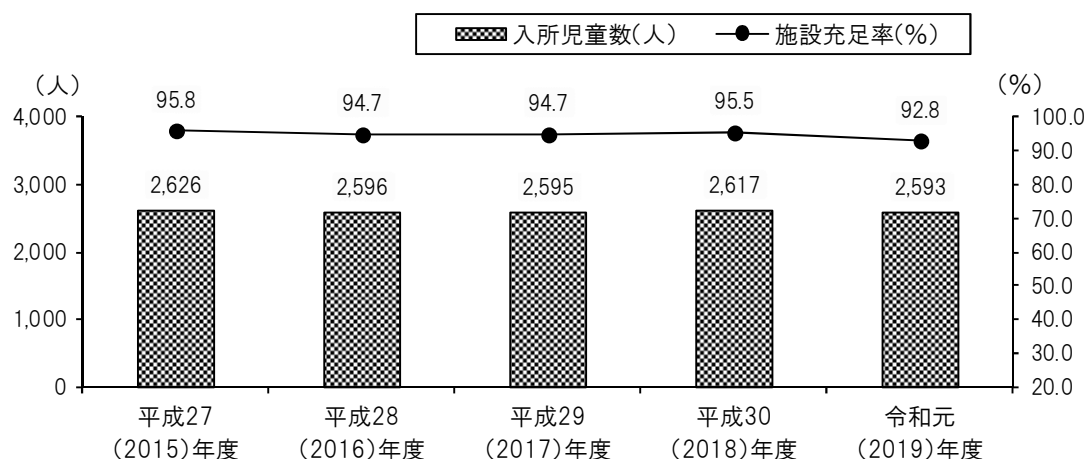
【2】 子育て支援施設等の利用状況

1 教育・保育施設の利用状況

(1) 保育所の状況

本市の保育所は、令和元（2019）年度は、公立が 10 施設、私立が 17 施設で、合計 27 施設となっています。入所児童数は、緩やかな増減を繰り返しながら推移しており、令和元（2019）年度は 2,593 人、施設充足率は 92.8%となっています。

【保育所入所児童数の推移】



【保育所の入所児童数】

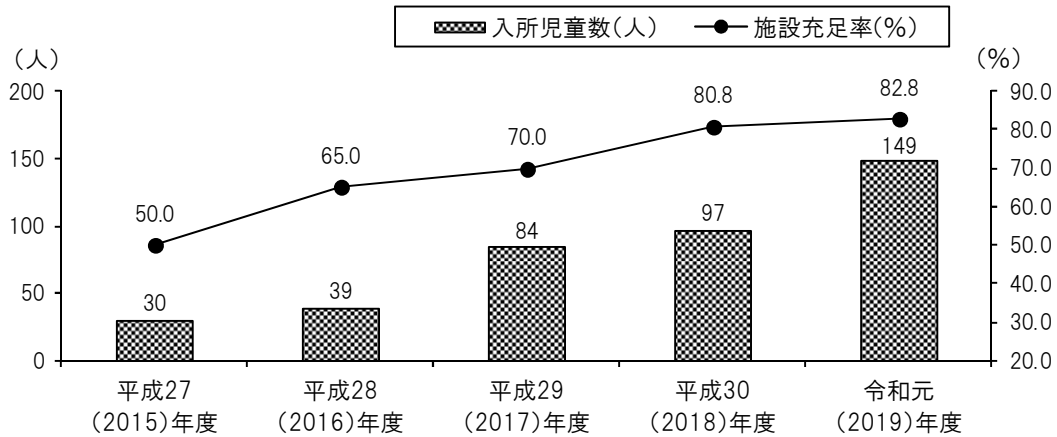
	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
施設数(園)	26	26	26	26	27
公立	10	10	10	10	10
私立	16	16	16	16	17
定員(人)	2,740	2,740	2,740	2,740	2,795
公立	980	980	980	980	980
私立	1,760	1,760	1,760	1,760	1,815
入所児童数(人)	2,626	2,596	2,595	2,617	2,593
公立	772	771	760	783	782
私立	1,854	1,825	1,835	1,834	1,811
施設充足率(%)	95.8	94.7	94.7	95.5	92.8
公立	78.8	78.7	77.6	79.9	79.8
私立	105.3	103.7	104.3	104.2	99.8

資料：庁内資料(広域委託を除く市内のみの数値)各年度4月1日現在

(2) 認定こども園の状況

本市の認定こども園は、令和元（2019）年度は4施設となっています。2・3号認定の入所児童数は増加で推移しており、令和元（2019）年度は149人、施設充足率は82.8%となっています。

【認定こども園入所児童数（2・3号認定）の推移】



【認定こども園の入所児童数（2・3号認定）】

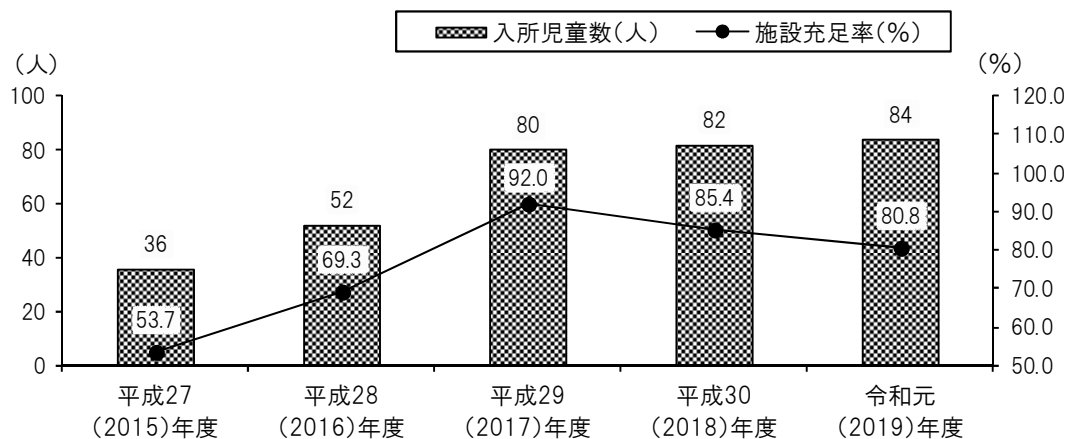
	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
施設数(園)	1	1	3	3	4
幼稚園型	1	1	1	1	2
幼保連携型	0	0	2	2	2
定員(人)	60	60	120	120	180
幼稚園型	60	60	60	60	120
幼保連携型	-	-	60	60	60
入所児童数(人)	30	39	84	97	149
幼稚園型	30	39	51	58	104
幼保連携型	-	-	33	39	45
施設充足率(%)	50.0	65.0	70.0	80.8	82.8
幼稚園型	50.0	65.0	85.0	96.7	86.7
幼保連携型	-	-	55.0	65.0	75.0

資料：庁内資料(広域委託を除く市内のみの数値)各年度4月1日現在

(3) 地域型保育施設の状況

本市の地域型保育施設は、令和元（2019）年度は5施設となっています。入所児童数は84人とおおむね横ばいで推移していますが、施設充足率は80.8%と、緩やかに低下しています。

【地域型保育事業所入所児童数の推移】



【地域型保育事業所の入所児童数】

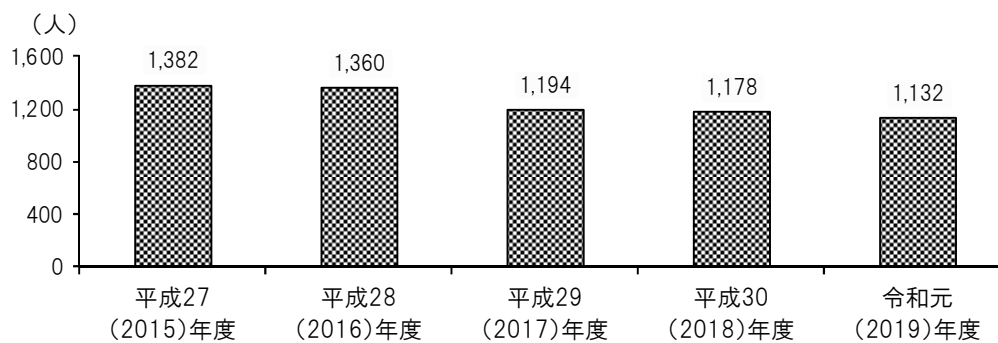
	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
施設数(園)	4	4	5	5	5
定員(人)	67	75	87	96	104
入所児童数(人)	36	52	80	82	84
施設充足率(%)	53.7	69.3	92.0	85.4	80.8

資料：庁内資料(広域委託を除く市内のみの数値)各年度4月1日現在

(4) 幼稚園の状況

本市の幼稚園は、令和元（2019）年度は9施設あり、入園児童数は緩やかな減少で推移しています。

【幼稚園入園児童数の推移】



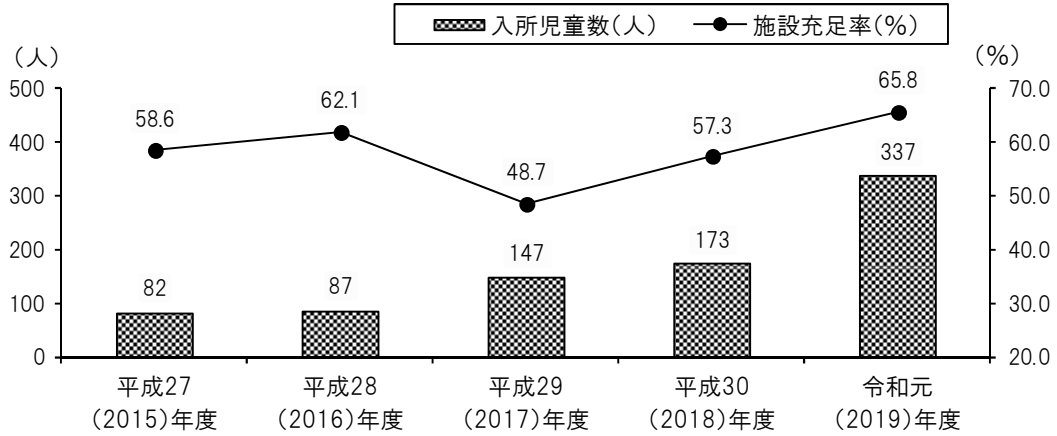
【幼稚園の入園児童数】

	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
施設数(園)	12	12	9	9	9
園児数(人)	1,382	1,360	1,194	1,178	1,132

資料:庁内資料(学校基本調査)

認定こども園（1号認定）の入所児童数、施設充足率は共に増加しており、令和元（2019）年度の入所児童数は337人、施設充足率は65.8%となっています。

【認定こども園入所児童数（1号認定）の推移】



【認定こども園の入所児童数（1号認定）】

	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
施設数(園)	1	1	3	3	4
幼稚園型	1	1	1	1	2
幼保連携型	0	0	2	2	2
定員(人)	140	140	302	302	512
幼稚園型	140	140	140	140	350
幼保連携型	-	-	162	162	162
入所児童数(人)	82	87	147	173	337
幼稚園型	82	87	82	107	284
幼保連携型	-	-	65	66	53
施設充足率(%)	58.6	62.1	48.7	57.3	65.8
幼稚園型	58.6	62.1	58.6	76.4	81.1
幼保連携型	-	-	40.1	40.7	32.7

資料：庁内資料(広域委託を除く市内のみの数値)各年度4月1日現在

2 地域子ども・子育て支援事業の利用状況

(1) 時間外保育事業

時間外保育事業は、通常の保育時間を超えて、さらに延長して保育を行う事業です。利用者数については、保育所の延長保育、幼稚園の預かり保育共に、近年はおおむね横ばいで推移していましたが、令和元（2019）年度は、延長保育の利用者数が増加しています。

【時間外保育事業の利用状況】

（単位：人）

	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
延長保育(保育所)	1,062	1,057	1,054	1,053	1,250
預かり保育(幼稚園)	1,159	1,147	1,149	1,149	1,149

注：令和元(2019)年度は、4月1日現在。(以下同様)

(2) 一時預かり事業

保護者の就労や求職活動、病気やけが、出産、介護、冠婚葬祭、リフレッシュ等により、一時的に家庭での保育が困難な場合に、子どもを保育所等に預けることができる事業です。2号認定における定期利用者数は、増加で推移していましたが平成30（2018）年度に減少に転じ、令和元（2019）年度は延べ1,150人となっています。また、定期以外の利用者数は、平成27（2015）年度から大きく増加し、延べ6,300人となっています。

【一時預かり事業の利用状況】

（単位：延べ人）

	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
2号認定(定期利用)	805	1,583	1,651	1,214	1,150
その他(定期以外)	2,787	3,848	4,045	6,348	6,300

(3) 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、病気やけがの児童（病児）及び回復期にある児童（病後児）を、専門の保育室で看護師・保育士などの専門職員により預かるサービスです。利用者数については、緩やかな減少傾向にありましたが、平成30（2018）年度に増加に転じ、令和元（2019）年度は延べ320人となっています。

【病児・病後児保育事業の利用状況】

（単位：延べ人）

	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
病児・病後児保育事業	232	220	202	295	320

(4) 地域子育て支援拠点事業

地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や育児相談などを行う事業です。利用者数は、近年、増加で推移しており、令和元（2019）年度は延べ61,000人となっています。

【地域子育て支援拠点事業の利用状況】

（単位：延べ人）

	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
地域子育て支援センター 子育て広場	41,355	48,744	49,900	55,260	61,000

(5) 放課後児童健全育成事業

仕事などで日中保護者が家庭にいない小学生の児童を対象に、授業終了後などに預かり、適切な生活の場を提供します。低学年の利用はおおむね横ばいで推移していますが、高学年での利用は増加傾向にあります。

【放課後児童健全育成事業の利用状況】

（単位：人）

	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
低学年	1,118	1,205	1,203	1,193	1,209
高学年	99	117	165	161	225

(6) 子育て短期支援事業

ショートステイは、保護者の病気や出産、家族の介護、冠婚葬祭等への出席のため、家庭において児童の養育が困難になった場合、児童養護施設等において子どもを一定期間預かる事業です。トワイライトステイは、保護者が仕事やその他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童の養育が困難な場合に児童養護施設等において子どもを預かる事業です。利用者数は、令和元（2019）年度は延べ2人となっています。

【子育て短期支援事業の利用状況】

（単位：延べ人）

	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
ショートステイ・トワイライトステイ	0	1	0	0	2

(7) 妊婦健康診査事業

妊娠中の母親の健康状態や、胎児の発育状況などを定期的に確認する妊婦健診にかかる費用の一部を公費で負担します。利用者数は、近年、減少で推移しており、令和元（2019）年度は1,100人となっています。

【妊婦健康診査事業の利用状況】

（単位：人）

	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
妊婦健康診査事業	1,472	1,427	1,348	1,232	1,100

(8) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、情報提供等を行います。乳児家庭の孤立を防ぎ、健全な育成環境の確保を図ります。利用者数は、近年、緩やかな減少傾向にあり、令和元（2019）年度は850人となっています。

【乳児家庭全戸訪問事業の利用状況】

（単位：人）

	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
乳児家庭全戸訪問事業	990	947	927	849	850

(9) 養育支援訪問事業

支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師などがその家庭を訪問し、養育に関する指導や助言を行い、適切な養育の実施を確保することを目的とした事業です。事業の利用件数は、緩やかな増減を繰り返しながら推移しており、令和元（2019）年度は600件となっています。

【養育支援訪問事業の利用状況】

（単位：件）

	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
養育支援訪問事業	478	495	602	545	600

(10) 子育て援助活動支援事業

育児の援助を受けたい人（利用会員）と、育児の援助を行いたい人（援助会員）が会員となり、地域で子育てを助け合う相互援助活動です。利用件数は、緩やかな減少で推移しており、令和元（2019）年度は2,731件となっています。

【子育て援助活動支援事業の利用状況】

（単位：件）

	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
ファミリー・サポート・センター	2,840	2,796	2,768	2,731	2,731

(11) 利用者支援事業

地域の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業の利用について、情報の提供を行い、利用に当たっての相談に応じる事業です。令和元（2019）年度は3か所に対応しています。

【利用者支援事業の利用状況】

（単位：か所）

	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
利用者支援事業	1	2	2	3	3

第3章 本市の現状分析と課題

【1】 第1期計画の検証

本市では、第1期計画に基づき、主に子育て家庭を対象とした子育て支援の取組を推進しています。それらの取組は、教育・保育分野をはじめ市内の様々な分野にわたっています。そのため、各担当部署においては、定期的にそれらの取組の進捗状況を点検し、問題点や課題を抽出して検証を行い、次年度の取組に反映させています。

ここでは、第1期計画の「施策体系」における4つの基本方針と、それに関連する基本施策ごとに、事業進捗状況の検証を踏まえた今後の取組の方向性を整理しました。

【参考／第1期計画の施策体系】

基本方針1 子育ての喜びを共感するまちづくり

- 基本施策1 子育て情報の収集・発信
- 基本施策2 妊娠・出産期家庭への切れ目のない支援
- 基本施策3 子育て家庭と地域とのつながりづくり

基本方針2 安心して子育てできるまちづくり

- 基本施策1 家庭の実情に応じた教育・保育の確保と提供
- 基本施策2 子育てに伴う不安や負担の軽減
- 基本施策3 ひとり親家庭に対する負担の軽減
- 基本施策4 ワーク・ライフ・バランスの推進

基本方針3 子どもの笑顔あふれるまちづくり

- 基本施策1 親と子の健康と福祉の充実
- 基本施策2 障がいや発達に遅れのある子どもへの支援
- 基本施策3 幼保小の連携の推進

基本方針4 子育てによる共育のまちづくり

- 基本施策1 家庭における子育て力の向上
- 基本施策2 地域における子育て力の再生
- 基本施策3 地域における子どもの健全な発達のための良質な環境整備

基本方針 1**子育ての喜びを共感するまちづくり****基本施策 1 子育て情報の収集・発信****【これまでの主な取組内容】**

- 子育て支援に関する窓口の一元化、各種施策の集約化を図り、子育て家庭が必要とする情報を取りまとめて分かりやすく情報発信しました。
- 妊娠・出産・育児の知識の習得と仲間づくりを目指し、妊婦とその家族を対象としたコース学習を実施しました。
- 様々な機会を捉え、妊婦・乳幼児期からの食の重要性や正しい生活習慣を身に付けるための情報を提供しました。
- 子育て支援相談体制の充実を図るとともに、子育て相談員等の人材育成を行いました。

今後の主な取組の方向性*

- 子育て家庭に必要な情報や、各種施策の集約と分かりやすい情報の発信。
- 妊婦とその家族が参加しやすい学級や講座の開催。
- 妊婦・乳幼児期からの食の重要性や、正しい生活習慣を身に付けるための情報提供。
- 妊娠期から子育て期まで身近な地域で支援できる体制の充実。

※継続して取り組む内容も含む。(以下同様。)

基本施策 2 妊娠・出産期家庭への切れ目のない支援**【これまでの主な取組内容】**

- 母子健康手帳を交付し、保健指導を実施しました。
- 支援が必要な妊婦に妊婦支援計画を作成し、包括的な支援に取り組みました。
- 乳児家庭を全戸訪問し、相談等に応じました。
- 主任児童委員等が見守り訪問等を行い、支援活動を行いました。

今後の主な取組の方向性

- 妊婦への保健指導及び全員を対象とした子育て応援プランの作成。
- 支援が必要な妊婦を対象とした、妊婦支援計画の作成及び包括的な支援。
- 乳児がいる家庭への全戸訪問や、主任児童委員の見守り訪問等による相談・支援活動。

基本施策 3 子育て家庭と地域とのつながりづくり**【これまでの主な取組内容】**

- 各公民館等で子育て中の保護者と地域の子育て経験者の交流の場をつくりました。
- 子どもを交通事故や犯罪等から守るため、登下校時の見守りや声掛け活動などを促進しました。
- 子育てに関する各種市民活動団体のネットワーク化を支援しました。
- 妊娠・出産期にある家庭へ、必要に応じてヘルパーを派遣しました。

- 子育て世代の保護者が気軽に集い、意見を出し合える場、保護者同士のネットワークづくりを促進しました。
- 子育て家庭応援プロジェクト事業を推進しました。

今後の主な取組の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ●地域における子育て中の保護者と子育て経験者が交流できる場の充実。 ●子どもの見守り活動や声掛け運動の推進。 ●子育てに関する各種市民活動団体のネットワーク化などの促進。 ●妊娠・出産期の家庭へのヘルパー派遣。 ●各校区に、子育て支援の推進母体となる組織の設置運営を目指した調査研究と組織化に向けた検討。 ●子育て世代の保護者が気軽に集まりやすい場の充実。 ●市の特性と保護者のニーズに応じた、包括的で有効な子育て支援策の推進。

基本方針 2	安心して子育てできるまちづくり
---------------	------------------------

基本施策 1 家庭の実情に応じた教育・保育の確保と提供

【これまでの主な取組内容】

- 保護者の就労等、子育て家庭の実態に応じた保育サービスを提供しました。
- 多様な教育・保育施設を確保するため、認定こども園を整備しました。
- 子育て家庭のニーズに対応した施設機能の充実・強化を図りました。
- 保育士不足の解消に向けて、柔軟な保育の提供体制を整備しました。

今後の主な取組の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ●子育て家庭のニーズに応じた、保育サービスの提供及び施設機能の充実・強化。 ●認定こども園への移行に向けた協議の推進。 ●保育士の安定的な確保と柔軟な保育の提供体制の整備。

基本施策 2 子育てに伴う不安や負担の軽減

【これまでの主な取組内容】

- 子育て家庭の多様な不安や悩みが解消できるよう、家庭児童相談室の設置や「ほっとコーナー」の実施など、相談体制を充実させました。
- ファミリー・サポート・センター事業や、放課後児童健全育成事業の充実を図りました。
- 様々な理由により家庭での保育が困難な子どもを対象とした支援を行いました。
- 休日や夜間、深夜の診療体制を整備しました。
- 障がい児の健全育成とその家庭の支援を目的とした各種事業を実施しました。

- 児童手当等、制度による経済的支援をはじめ、就学前医療費助成、子育て用品のリユース・リース事業など、子育て家庭の負担感の軽減に努めました。
- 不妊に悩む人の経済的負担の軽減を図りました。

今後の主な取組の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ●児童相談所と連携した家庭児童相談室や、乳児相談、専門家による乳幼児の個別相談、ダイヤル相談、ほっとコーナーにおける相談など、多様な相談支援の充実と市民への周知。 ●子育て家庭のニーズに対応した、一時預かりやファミリー・サポート・センターの充実と周知。 ●放課後児童クラブのニーズに高まりに応じた指導員の確保。 ●休日夜間急患センター、在宅当番医制の運営。 ●障がい児の特性や成長に応じた支援体制と家族の負担軽減。 ●子どもの年齢や家庭の状況に応じた経済的支援の充実。

基本施策3 ひとり親家庭に対する負担の軽減

【これまでの主な取組内容】

- 児童扶養手当等、制度による経済的支援をはじめ、ひとり親家庭の自立を支援する相談機能や体制の充実に取り組みました。

今後の主な取組の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ●ひとり親家庭への経済的支援及び自立を支援する相談体制や就労支援の充実。

基本施策4 ワーク・ライフ・バランスの推進

【これまでの主な取組内容】

- 関係機関と連携し、若者の就業意識や子育てに関する意識、仕事と子育ての両立について啓発活動を実施しました。
- 愛媛労働局等と連携し、市政だよりやCATVを活用した広報活動を実施しました。
- 女性の再就職支援を行うとともに、職業生活や家庭生活の相談の充実を図りました。
- ワーク・ライフ・バランスに対する理解を高めてもらうため、職場参観やファミリーデーの設定に取り組みました。
- 子育て応援企業・女性活躍等事業所の認定を行い、安心して子どもを産み育てることができる環境整備を図りました。

今後の主な取組の方向性	
<ul style="list-style-type: none"> ●若者の就業意識や子育てに関する意識の啓発及び市民が参加しやすい取組の検討。 ●関係機関と連携した広報活動の実施。 ●男女が働きやすい環境づくりの推進。 ●女性の再就職に向けた資格・技能習得支援。 ●職業生活・家庭生活相談の充実。 ●関係機関と連携した、ワーク・ライフ・バランスに関する啓発活動の推進と理解の促進。 ●安心して子どもを産み育てることができる職場環境づくりへの啓発。 	

基本方針 3	子どもの笑顔あふれるまちづくり
---------------	------------------------

基本施策 1 親と子の健康と福祉の充実

【これまでの主な取組内容】

- 妊娠中の健康診査・歯科健康診査、乳幼児健康診査、予防接種を実施しました。
- 育児不安の解消や虐待の未然防止に向け、乳幼児のいる家庭を訪問し、相談等に応じました。
- 子どもの成長に応じた食育を妊娠期から推進しました。

今後の主な取組の方向性	
<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠中の健康診査、歯科健康診査、乳幼児健康診査、予防接種の実施。 ●家庭訪問など、妊娠期からの切れ目のない相談支援体制の充実。 ●地域で安心して出産できる環境の整備。 ●児童虐待の早期発見・予防に向けた取組。 ●子どもの成長に応じた食育の推進。 	

基本施策 2 障がいや発達に遅れのある子どもへの支援

【これまでの主な取組内容】

- 言語の遅れや発達が気になる子どもへの支援に取り組みました。
- 障がいのある子どもに対して年齢や特性に応じた支援体制の整備を進め、健全育成と保護者の就労支援や負担軽減を図りました。
- 障がいや発達に課題のある子どもに対し、乳幼児から成人期までライフステージに応じた支援体制の整備を進めました。
- 障がいのある子ども一人一人のニーズを把握し、自立や社会参加に向けた取組を支援しました。
- 障がい児に対する専門的な療育支援体制の整備を図りました。

今後の主な取組の方向性	
<ul style="list-style-type: none"> ●言語の遅れや発達が気になる子どもへの発達検査や早期療育等の支援。 ●障がい児等の保育所での受け入れによる成長発達支援や保護者の就労支援。 ●障がい児の特性や成長に応じた支援体制と家族の負担軽減。 ●障がいや発達に課題のある子どもの早期発見・早期支援。 ●乳幼児期から成人期まで、ライフステージに応じた継続的な支援体制の整備及び地域での生活を支援するシステムづくり。 ●自立や社会参加に向けた、主体的な取組の支援及び学校特別支援教育支援員の研修実施。 ●関係機関と連携した、障がいや発達に課題のある子どもに対する専門的な療育支援体制の整備。 	

基本施策3 幼保小の連携の推進

【これまでの主な取組内容】

- 保育所等の利用中や利用予定の障がい児が、集団保育に適応するための専門的な支援を提供しました。
- 保育所・幼稚園を巡回し、支援者や保護者にアドバイスをを行い、身近な場所での療育を進めました。
- 幼保小連携推進のノウハウの共有化を図り、先進的な取組を行いました。
- 幼保小の教職員の連携を強化し、横断的かつ重層的な支援に取り組みました。
- 就学前から子どもの人権を尊重する意識の醸成に努めました。

今後の主な取組の方向性	
<ul style="list-style-type: none"> ●保育所等訪問支援事業に対する保護者への周知と理解の促進。 ●障がい児を受け入れる保育園等の環境整備。 ●保育所・幼稚園の支援者や保護者にアドバイスする巡回相談の実施。 ●幼保小の効果的な連携方策の検討。 ●幼保小の教職員の共通理解と情報の共有化。 	

基本方針4	子育てによる共育のまちづくり
--------------	-----------------------

基本施策1 家庭における子育て力の向上

【これまでの主な取組内容】

- 子育て支援に関する講座や親子レクリエーションの講座等を実施し、家庭教育の充実を図りました。
- 男性の育児参加に向けた活動を推進し、子育て家庭における育児の負担軽減を図りました。

- 絵本を介した触れ合いを支援するため、5か月児健康相談時にブックスタートパックを贈呈しました。
- 子育てに対する心構えと知識を身に付けられる子育て事例集（ガイドブック）を作成・配布しました。
- 子育て経験者と子育て世代との意識差を埋めるための教室を開催しました。

今後の主な取組の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ●子育て支援に関する出前講座の実施。 ●生涯学習大学における児童・親子対象講座や女性総合センターにおける子育て講座等の実施。 ●地域における子育てに関する勉強会、親子レクリエーション等の講座の実施。 ●絵本等が入ったブックスタートパックの贈呈及び絵本や読み聞かせに関する相談の実施。 ●子育てに関する情報をまとめた「子育て応援ブックすくすく」の配布。 ●子育て経験者と子育て世代との意識差を埋める講座の開催及び受講者が地域で活動できる場の提供。

基本施策2 地域における子育て力の再生

【これまでの主な取組内容】

- 地域と連携した児童虐待の防止及び早期発見・早期対応を図りました。
- 世代間交流事業、地域の子育て家庭への育児講座等、保育所の専門的機能を地域住民に活用してもらう活動に取り組みました。
- 地域の中で子育てに関わる人材の掘り起こしと活用を図りました。

今後の主な取組の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関と連携した、児童虐待の防止及び早期発見・早期対応。 ●助言や事業への協力などによる子ども会等地域活動の充実。 ●保育所の専門的機能を地域住民に活用してもらう活動の実施。 ●子育てに関わる地域の人材の掘り起こしと育成。 ●養成講座受講者が地域で活躍できる場の提供。 ●地域子育て支え合い推進事業の実施に向けた情報収集や、効果的な連携についての検討。

基本施策3 地域における子どもの健全な発達のための良質な環境整備

【これまでの主な取組内容】

- 児童センターや児童館において、子どもの健全な育成と親子の交流を図るための遊びの場を提供しました。
- 図書館において絵本の読み聞かせを行い、読書を通じて生きる力を育む取組を行いました。

- 世代間交流事業、地域の子育て家庭への育児講座等、保育所・幼稚園の専門的機能を地域住民に活用してもらう活動に取り組みました。
- 小学校や公民館を活用した子どもたちの居場所を設け、放課後や週末のスポーツ・文化活動をはじめ、学習習慣の定着と学力の向上を図りました。
- 保育園が地域の子育て支援拠点であることを啓発し、地域内での交流・連携を促進しました。
- 子育て支援の広報啓発を行うとともに、子育て家庭と各施設との交流の促進を図りました。

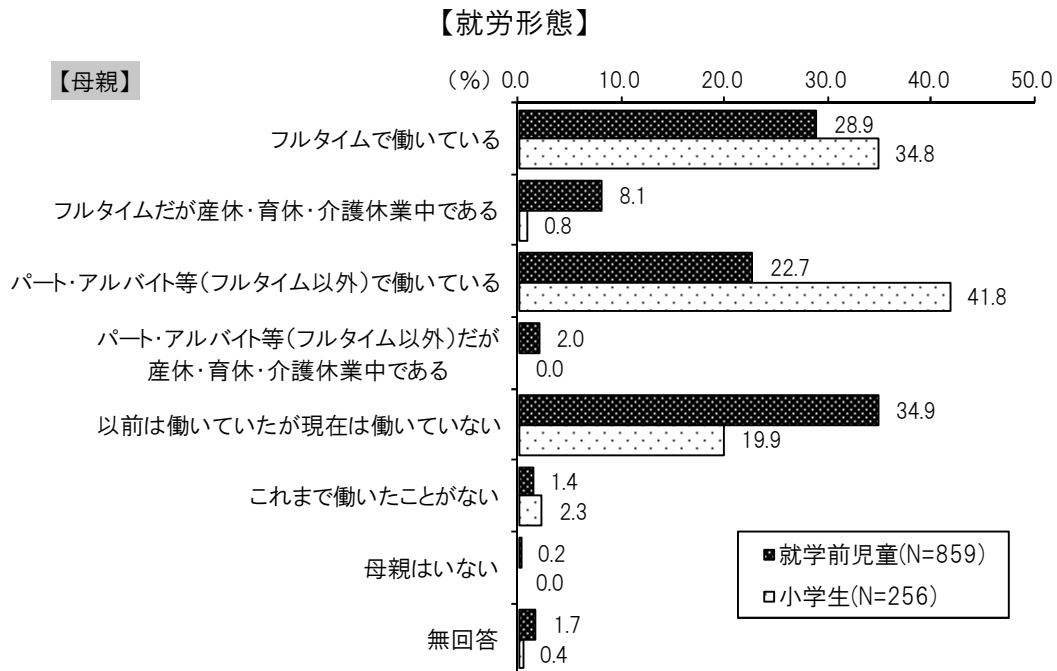
今後の主な取組の方向性

- 子どもの健全な育成と親子の交流を図るための遊びの場の提供。
- 絵本の読み聞かせ等を通じた、子どもの生きる力の育成。
- 保育所・幼稚園の専門的機能を地域住民に活用してもらう活動の実施。
- 放課後子ども教室におけるスポーツ・文化活動の実施及び全校区での放課後子ども教室開設についての検討。
- 放課後まなび塾の実施及び学習支援員の確保。
- 保育園の地域開放の実施に向けた取組。
- 子育て支援の広報啓発と異世代交流や情報交換の実施。
- 子育て支援イベントの効果的な実施方法についての検討と啓発。

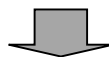
【2】 ニーズ調査から読み取れる課題

1 保護者の就労状況について

- 就学前の母親の約6割が現在就労しており、小学生になると就労割合はさらに高まり、子どもの成長に伴い就労する母親が増えていく傾向がうかがえます。



- 現在、パート・アルバイト等で就労している就学前の子どもの母親や、現在、就労していない母親の多くが、今後、パート・アルバイト等を中心とした就労を希望しています。今後の就労環境の整備と、そのための子育て支援策の充実が求められます。

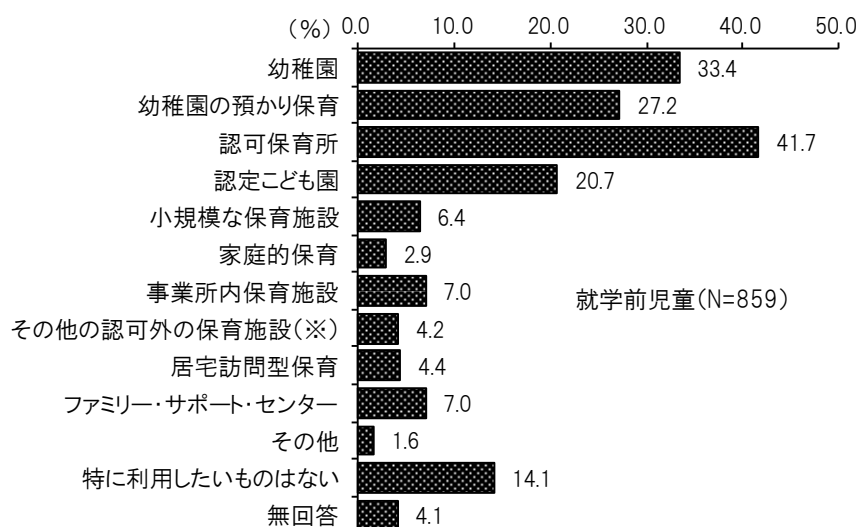


- 子どもの成長に伴い、就労する母親が増えていく傾向を踏まえ、今後の就労環境の整備と、そのための子育て支援策の充実が求められます。

2 子育て支援施設等の利用について

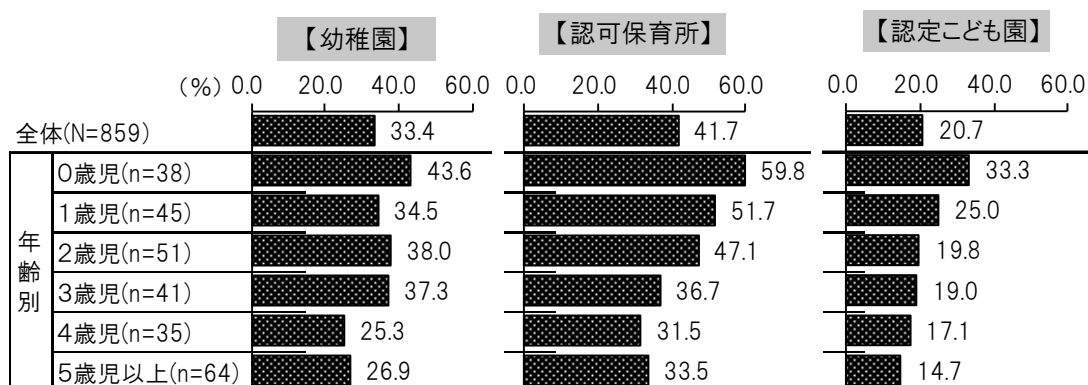
- 現在「認可保育所」（以下「保育所」と言います。）の利用者が6割と最も多く、以下「幼稚園」が約2割、「認定こども園」が約1割の利用状況となっています。今後の利用希望（ニーズ）でも「保育所」が約4割と最も高く、「幼稚園」が3割以上、「認定こども園」が約2割で続きます。また、施設を選ぶ際に重視することでは、「教育や保育の内容」をはじめ、「自宅から近い」という立地条件などが多く回答されています。

【子育て支援施設の今後の利用希望（ニーズ）】



※その他の認可外の保育施設(企業主導型保育施設を含む)

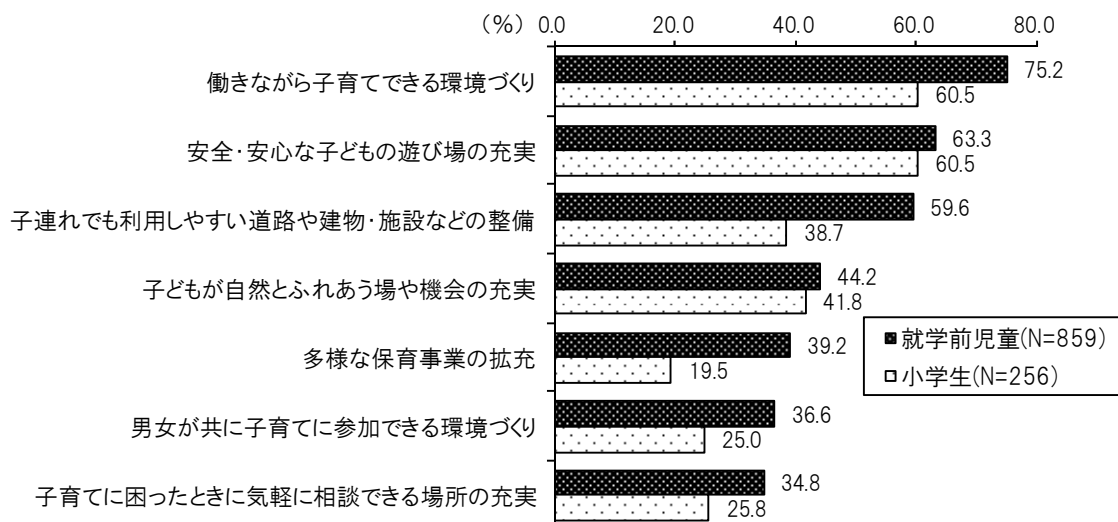
【子育て支援施設の年齢別ニーズ（抜粋）】



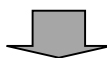
- 最もニーズが高い「保育所」の入園希望者は、0歳児から2歳児に多く、特に0歳児はその6割が希望を示しています。

- 子育てしやすい社会のために必要と思う支援策をみると「働きながら子育てできる環境づくり」が7割以上と最も高くなっています。

【子育てしやすい社会のために必要と思う支援策（上位項目抜粋）】



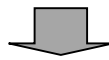
- 地域子育て支援拠点施設の今後の利用希望は、現在の利用を大きく上回り、ニーズの高さがうかがえます。



-
- 子どもが3歳未満の早い段階から、保護者が働きながら子育てできる環境づくりが求められています。それに伴い、教育や保育を提供するための人材の確保、技術・技能を含む質の向上も必要です。
 - 地域子育て支援拠点施設の所在や機能等についての周知・情報提供の充実が必要です。
-

3 多様な保育サービスについて

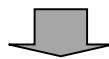
- 保育所等の土曜や日祝の利用については、土曜日が約半数、日祝は2割の保護者が「利用したい」と回答しており、長期休暇中の利用については、約6割の保護者が「ほぼ毎日」若しくは「週に数日」利用したいと回答しています。
- 家庭で子どもをみている保護者の利用を中心とする「一時保育事業」の現在の利用率は1割未満と僅かですが、今後の利用希望は4割以上を占め高いニーズがうかがえます。また、宿泊を伴う預かりが必要となった割合は1割程度みられました。
- 最近1年間に、子どもが病気やけがのときに保育所や幼稚園などを利用できなかった保護者の割合は約8割と多く、仕事を休んだ保護者のうち約4人に1人が「病児・病後児のための保育施設等を利用したいと思った」と回答しています。小学生では、保護者が仕事を休むことについては、4割以上の保護者が「難しい」と回答しています。



-
- 保育所等の土曜日や休日に利用できる施設の拡充や、長期休業中の利用についての対応が求められます。
 - 一時預かり事業や子育て短期支援事業など、今後は、より分かりやすく事業の内容を周知していくとともに、利用しやすい提供体制の整備が必要です。
 - 子どもが病気などのときなど対応について、職場の理解を深めていく施策の検討が必要であるとともに、「新居浜市病児・病後児保育事業」について、広く情報提供をしていくことが必要です。
-

4 ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の調和）の推進について

- 子育てしやすい社会のために必要と思う支援策は、「働きながら子育てできる環境づくり」が最多となっています。
- 育児休業を取得したことがある就学前の子どもの母親は、約4割みられますが、育児休業を取得せずに退職したり、勤務先に制度がなかったりするケースもみられます。
- 仕事と子育ての両立については、「子育てに関する職場や家族の理解・協力」が、高い割合で求められています。

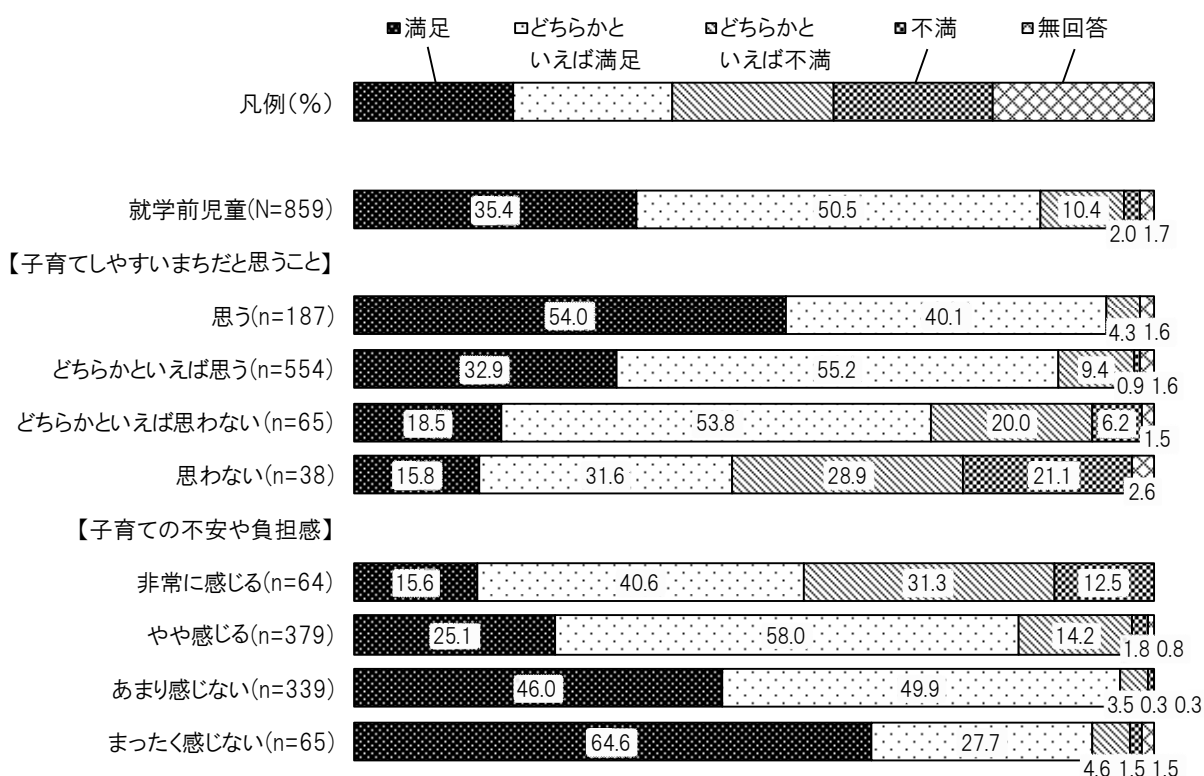


-
- ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の調和）の継続的な推進が必要です。
 - 子育て支援施設における多様な保育サービスの充実や、関係機関と連携した子育てしやすい就労環境づくり、市民や事業所への啓発活動の強化、育児休業や産休取得後のスムーズな職場復帰支援などの取組が引き続き必要です。
-

5 妊娠中・出産時からの支援について

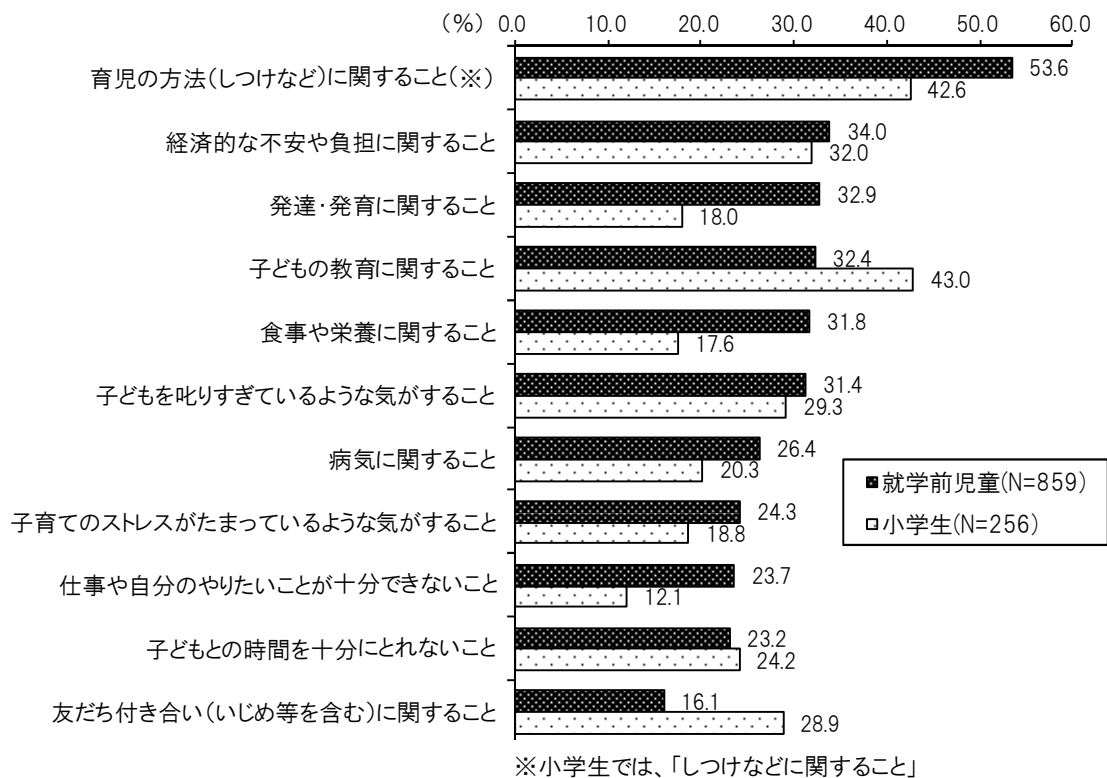
- 妊娠中・出産時の情報提供や相談体制については、8割以上が「満足」と回答していますが、「不満」も1割程度みられます。本市が「子育てしやすいまちである」と回答した人ほど「満足」への回答が多く、逆に、「子育てしやすいと思わない」と回答した人ほど「不満」への回答が多くなっています。また、子育ての不安や負担を感じる人ほど、「不満」の割合が高くなっています。妊娠中・出産時の情報提供や相談体制が「子育てのしやすさ」や「子育ての不安や負担感」への評価につながっている可能性がうかがえます。

【妊娠・出産時の情報提供等に対する満足度】



- 子育てに関する不安や負担は、就学前の子ども、小学生の保護者共に過半数が感じています。また、子育てに関する悩みは、就学前の子どもの保護者では、「育児の方法（しつけ）」や「経済的負担」「発達・発育」「子どもの教育」「食事や栄養」など、多岐にわたっています。しかし、子育てに関する相談先は、主に家族や友人・知人など身近な人が中心となっています。

【子育てに関する悩み（上位項目抜粋）】



- エンゼルヘルパー派遣事業については、約半数が「知らなかった」と回答しており、今後、周知・情報提供の充実が必要です。



-
- 妊娠や出産時の市からの情報提供の充実をはじめ、「子育て世代包括支援センター」（すまいるステーション）における、保健・育児に関する様々な相談機能の周知が必要です。
 - 親子の健康づくりへの包括的な支援とともに、エンゼルヘルパー派遣事業など、きめ細かな支援が必要です。
-

6 小学生の放課後の過ごし方について

- 放課後児童クラブを利用している小学生の割合は約3割ですが、今後の利用希望は4割以上と高いニーズがみられます。利用者の満足度はおおむね高くなっていますが、「利用できる曜日や時間」等に対する不満がやや高くなっています。今後、利用時間等の検討が必要です。
- 放課後児童クラブについては、平日だけではなく、長期休業中における利用希望も多くみられます。また、利用したい学年も「6年生まで」と、今後の需要の増加が見込まれます。
- 地域のボランティア指導者や協力者のもとで、子どもが自主的に参加し遊びを楽しんだり、ものづくりや体験学習、世代間交流などを行ったりする「放課後子ども教室」については、現状の小学生の利用は僅かですが、今後の利用については、約2割の希望がみられました。



-
- 放課後児童クラブについて、今後の需要の増加が見込まれます。利用時間帯の検討をはじめ、指導員の確保が課題となります。
 - 長期休業中の放課後児童クラブの利用についての検討が必要です。
 - 子どもの豊かな心を育む環境として、子どもが自主的に行動し、様々な体験活動によって豊かな人間性を育成する環境が期待されており、放課後子ども教室の充実が必要です。
-

7 子育てに対する不安の解消について

- 子育て支援センターは、子育てに関する情報提供や相談、助言などを行う本市における地域の子育て支援拠点として、様々な支援活動を行っています。

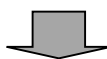
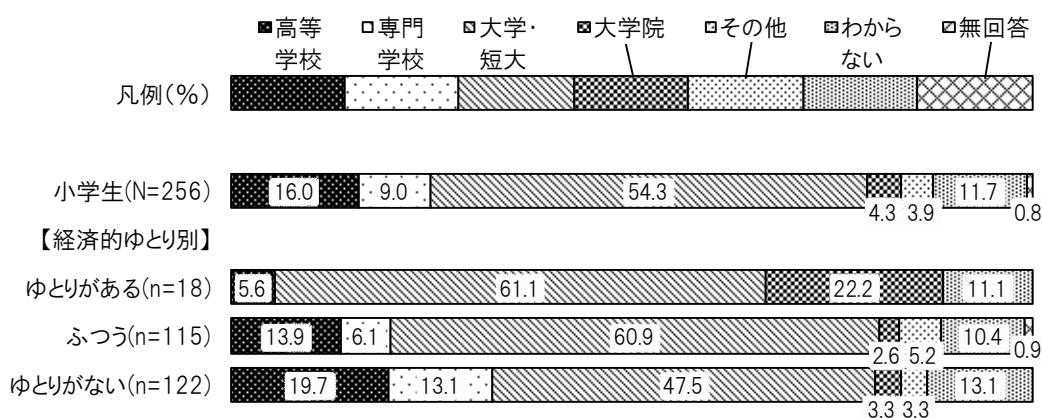


-
- 子育て中の保護者が、子どもや子育てについて様々な悩みや不安を抱え、地域から孤立するようなことがないよう、子育て支援センターにおける相談機能の充実や子育て支援のネットワークづくりなど、支援体制の拡充を図る必要があります。
-

8 配慮の必要な子どもへの支援について

- 子どもへの暴力的言動等については、就学前の子ども、小学生の保護者共に、6割以上が「必要以上に大声で怒鳴ったことがある」と回答しており、「感情のままにたたいたことがある」も3割程度みられます。
- 介護と子育てを同時に行うダブルケアについては、就学前の子ども、小学生の保護者共に、1割未満となっています。
- 小学生の保護者では、約半数が「経済的なゆとりがない」と回答しています。小学生の保護者が理想とする子どもの進学先として、ゆとりがあると回答した保護者では「大学・短大」が最も多くなっていますが、ゆとりがないと回答した保護者では「高等学校」が多くなっています。必要な支援としては、小学生の保護者の6割以上が「子どもの就学にかかる費用の軽減」と回答しています。

【理想とする子どもの進学先】

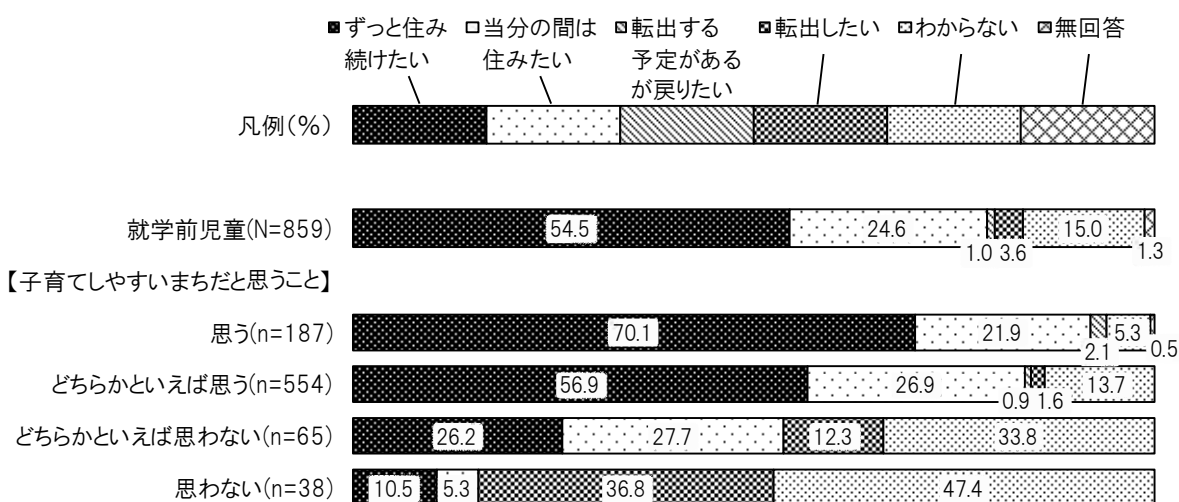


-
- 児童虐待をはじめ、ひとり親家庭や障がい児への支援、ダブルケア家庭や子どもの貧困対策など、配慮を必要とする子どもや家庭の問題は、多様化・複雑化しています。援助を必要とする子育て家庭への支援や、より専門的な支援を行うための人材の確保や育成など、継続的な支援に向けた取組が必要です。
-

9 地域との関わりについて

- 近所の人との付き合い程度では、就学前の子どもの保護者は、「困ったときに助け合う人がある」割合が小学生の保護者よりも低くなっていますが、就学前の子ども、小学生保護者共に、それぞれ7割以上が「子育てがしやすいまち」と感じており、半数以上が新居浜市に「住み続けたい」と回答しています。
- 新居浜市が「子育てしやすいまちである」と回答した人ほど、「ずっと住み続けたい」への回答が多く、逆に、「子育てしやすいと思わない」と回答した人ほど「転出したい」への回答が多くなっています。

【新居浜市での永住意向】



- 子育てしやすい社会のために必要と思う支援策は、「働きながら子育てできる環境づくり」に次いで、「安全・安心な遊び場」「道路や建物・施設などの整備」などが多くなっています。



- 安全な遊び場や防犯、交通安全対策など、子どもの安全・安心の確保が求められており、子育て家庭が暮らしやすい生活環境の整備が引き続き必要です。

第4章 計画の基本的な考え方

【1】 基本理念

第1期計画においては、「子どもがまんなか 家庭と地域を笑顔でつなぎ みんなが育つ あかがねのまち」という基本理念を掲げ、就学前の教育・保育提供体制の整備をはじめ、安心して妊娠、出産ができる環境づくり、仕事と子育ての両立支援などを総合的、計画的に推進してきました。

一方、第1期計画の点検、評価結果やこの度のニーズ調査では、本計画に向けての継続的な課題や新たな課題が確認できました。このような多様な課題に対応し、安心して子育てができる環境づくりを引き続き推進するため、本計画においては、第1期計画の基本理念を継続し、より一層の子育て支援の充実を図ります。

【本計画の基本理念】

**子どもがまんなか 家庭と地域を笑顔でつなぎ
みんなが育つ あかがねのまち**

【2】 基本方針

基本理念の実現に向けて、本計画では次の六つの「基本方針」を掲げ、それぞれに「基本施策」を定めます。「基本施策」に基づいて進める個別の取組については、第1期計画で実行してきた個別の事業に対して、現状に応じた見直しや新たな事業の追加など、環境の変化に対応した取組を推進します。

【基本方針1】	子育て家庭を支えるまちづくり
【基本方針2】	仕事と子育てを両立できるまちづくり
【基本方針3】	安心して子育てできるまちづくり
【基本方針4】	健やかな成長を支えるまちづくり
【基本方針5】	配慮が必要な子どもにやさしいまちづくり
【基本方針6】	地域で子どもを見守るまちづくり

【3】 施策体系

【基本理念】子どもがまんなか 家庭と地域を笑顔でつなぎ みんなが育つ あかがねのまち

〔基本方針1〕
子育て家庭を支える
まちづくり

基本施策1 家庭のニーズに応じた受入体制の整備
基本施策2 多様な保育サービスの提供
基本施策3 保育士の確保と質の向上

〔基本方針2〕
仕事と子育てを両立できる
まちづくり

基本施策1 多様な就労ニーズに応じた支援
基本施策2 ワーク・ライフ・バランスの推進

〔基本方針3〕
安心して子育てできる
まちづくり

基本施策1 情報提供の充実と多様な相談への対応
基本施策2 親子の交流とネットワークづくり
基本施策3 子育てに伴う経済的負担の軽減

〔基本方針4〕
健やかな成長を支える
まちづくり

基本施策1 妊娠期からの切れ目ない支援
基本施策2 親子の健康づくり

〔基本方針5〕
配慮が必要な子どもに
やさしいまちづくり

基本施策1 ひとり親家庭への支援
基本施策2 障がいのある子どもへの支援
基本施策3 児童虐待等の防止

〔基本方針6〕
地域で子どもを見守る
まちづくり

基本施策1 子育て力を高める学びの場の充実
基本施策2 健全な子どもの居場所づくり
基本施策3 地域で見守るつながりづくり
基本施策4 幼保小の連携の推進

第5章 基本方針及び基本施策の取組

【基本方針1】 子育て家庭を支えるまちづくり

入所を希望する子どもの低年齢化等、保育ニーズの環境変化を踏まえた教育・保育施設の受入体制整備や、多様な保育サービスの充実を図り、子育て家庭を総合的に支援します。

基本施策1 家庭のニーズに応じた受入体制の整備

事業名	主な取組内容	担当課
教育・保育の量的確保と質的向上	<p>○保護者の就労等により保育を必要とする子どもを保育します。</p> <p>【実施目標】</p> <p>◆通常保育、障がい児保育、休日保育事業の継続実施</p>	子育て支援課
預かり保育・延長保育事業の実施	<p>○私立幼稚園、私立保育所、認定こども園において、開園時間を延長し、就労している家庭のニーズに応じた預かりサービスを提供します。</p> <p>【実施目標】</p> <p>◆預かり保育、延長保育事業の継続実施</p>	子育て支援課
休日保育事業の実施	<p>○日曜日及び祝祭日において、保育を必要とする家庭を支援するため、休日保育サービスを実施します。</p> <p>【実施目標】</p> <p>◆休日保育事業の継続実施</p> <p>令和4（2022）年度 1施設 [利用定員6人/日]</p> <p>令和6（2024）年度 1施設 [利用定員6人/日]</p>	子育て支援課
認定こども園の整備	<p>○多様な教育・保育施設を確保するため、認定こども園移行に向けた協議を進めます。</p> <p>【実施目標】</p> <p>◆認定こども園の整備充実</p> <p>令和3（2021）年度 1施設</p>	子育て支援課

事業名	主な取組内容	担当課
放課後児童健全育成事業の充実	<p>○保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生を対象として、学校の余裕教室等を活用し、生活と遊びの場を提供します。</p> <p>○受入学年の拡充に伴う指導員の確保に努めます。</p> <p>○今後、放課後子ども教室との連携体制の強化について検討を進めます。</p> <p>○今後、放課後子ども教室・放課後まなび塾との連携体制の強化について検討を進め、一体的に実施します。</p> <p>【実施目標】</p> <p>◆放課後児童健全育成事業の充実</p>	学校教育課

基本施策2 多様な保育サービスの提供

事業名	主な取組内容	担当課
一時預かり事業の実施	<p>○1歳以上の未就学児で、保護者の就労や傷病、私的理由等により緊急又は一時的に保育を必要とする子どもを預かります。</p> <p>【実施目標】</p> <p>◆一時預かり事業の継続実施及び拡充</p>	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター事業の充実	<p>○子育てを支援するために、子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）と、子育ての手助けができる人（提供会員）が、地域の中で相互に援助を行います。</p> <p>○市民へのさらなる周知を図ります。</p> <p>【実施目標】</p> <p>◆ファミリー・サポート・センター事業の充実</p>	子育て支援課
子育て短期支援事業（ショートステイ）の実施	<p>○保護者の疾病、出産、経済的問題等により、子どもを養育することが困難な場合に、緊急一時的な保護を実施します。</p> <p>【実施目標】</p> <p>◆子育て短期支援事業（ショートステイ）の継続実施 令和4（2022）年度 2施設 令和6（2024）年度 2施設</p>	子育て支援課 東新学園

事業名	主な取組内容	担当課
子育て短期支援事業（トワイライトステイ）の実施	<p>○保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、児童を養育することが困難な場合に、児童を通所させ生活指導や食事の提供等を行います。</p> <p>【実施目標】</p> <p>◆子育て短期支援事業（トワイライトステイ）の継続実施</p> <p>令和4（2022）年度 1施設</p> <p>令和6（2024）年度 1施設</p>	東新学園
病児・病後児保育事業の実施	<p>○乳児、幼児又は小学生が病気で、保護者が家庭で保育できないときに、専用施設で一時的に保育を行います。</p> <p>○広報等を活用し、事業の周知に努めます。</p> <p>【実施目標】</p> <p>◆病児・病後児保育事業の継続実施</p> <p>令和4（2022）年度 1施設</p> <p>令和6（2024）年度 1施設</p>	子育て支援課

基本施策3 保育士の確保と質の向上

事業名	主な取組内容	担当課
保育士人材バンクの活用	<p>○保育士不足の解消と保育士の安定的な確保を図るため、柔軟な保育の提供体制を整備します。</p> <p>【実施目標】</p> <p>◆保育士人材バンクの設置及び活用</p>	子育て支援課

【基本方針2】

仕事と子育てを両立できるまちづくり

保護者の就労状況や就労を希望する母親の増加等を踏まえ、安心して働きながら子育てができるよう、仕事と家庭生活（子育て）を両立するための環境づくりや就労に向けた支援を推進します。

基本施策1 多様な就労ニーズに応じた支援

事業名	主な取組内容	担当課
男女が働きやすい環境の実現に向けたセミナーの開催	<ul style="list-style-type: none"> ○誰もが働きやすい環境づくりを進めるとともに、女性総合センターにおいて、再就職援助事業を実施します。 【実施目標】 ◆再就職に向けた資格・技能習得支援の継続実施 	男女共同参画課
職業生活・家庭生活相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○女性総合センターにおいて職業生活や家庭生活に関する相談を行います。 【実施目標】 ◆職業生活、家庭生活相談の継続実施 	男女共同参画課
若者の就業意識や子育てに関する意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○新居浜市雇用対策協議会を通じて、インターンシップ実施に向けた研修等を実施します。 ○若年者を対象とした合同企業説明会を開催します。 ○愛媛労働局等と連携し、市政だよりを活用した広報活動を実施します。 【実施目標】 ◆若者の就業意識や子育てに関する意識の啓発活動の継続実施 	産業振興課

基本施策2 ワーク・ライフ・バランスの推進

事業名	主な取組内容	担当課
ハローワーク・商工会議所・市内企業等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関と連携し、仕事と家庭生活（子育て）の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する啓発活動について、検討を行います。 【実施目標】 ◆ハローワーク、商工会議所、市内企業等との連携の継続実施 	産業振興課

事業名	主な取組内容	担当課
子育て応援企業・女性活躍等事業所の認定	<p>○安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに向けて、企業等への啓発に努めます。</p> <p>【実施目標】</p> <p>◆子育て応援及び女性活躍等を推進している企業に対して、認定プラス付加価値による企業のイメージアップと雇用の促進</p>	男女共同参画課

【基本方針3】**安心して子育てできるまちづくり**

子育てサロンなど、親子が気軽に集うことができる場の充実や、子育て支援サークル等のネットワーク化を図るとともに、地域との交流を促進し子育ての孤立感を軽減します。

子育て応援プロジェクトをはじめ、子育て支援のための各種手当や制度の周知に努め、経済的負担感の軽減を図ります。また、国や県の子どもの貧困対策との調整を図りながら、生活が困難な環境にある子どもに対する支援の充実を図ります。

基本施策1 情報提供の充実と多様な相談への対応

事業名	主な取組内容	担当課
子育て支援に関する情報の提供	○子育て家庭が必要としている情報を取りまとめ、できるだけ早く、分かりやすい情報提供に努めます。 【実施目標】 ◆育児を応援する行政サービス情報ガイド「ママフレWebサイト」による情報提供継続	子育て支援課
子育て支援に関する窓口の一元化	○子育て支援に関する窓口の一元化を図り、各部署や関係機関、団体等で取り組んでいる施策を集約し、情報発信します。また、情報の効率的な整理、統合に努めます。 【実施目標】 ◆子育て支援に関する窓口の一元化 ◆子育て関連情報の集約・発信	子育て支援課
子育て支援相談体制の充実	○身近な地域において、子育て家庭が必要とする情報提供をはじめ、相談、助言等を行えるよう、妊娠期から子育て期の支援体制の充実を図ります。 【実施目標】 ◆利用者支援事業の継続実施 令和4（2022）年度 3施設 令和6（2024）年度 3施設	子育て支援課 保健センター
ほっとコーナーの実施	○主任児童委員が相談の受け手となり、不登校の子どもの親の悩みや子育ての相談に応じ、子育ての不安の解消や子どもへのサポートを行います。また、市民への周知方法について検討します。 【実施目標】 ◆ほっとコーナーの継続実施	地域福祉課

事業名	主な取組内容	担当課
子育て事例集（ガイドブック）の充実	○子育てに関する情報をまとめた「子育て応援ブックすくすく」を配布します。 【実施目標】 ◆子育て事例集（ガイドブック）の充実・配布	子育て支援課

基本施策2 親子の交流とネットワークづくり

事業名	主な取組内容	担当課
子育てサロン事業の充実	○各公民館等において、主任児童委員が中心となり、地域福祉関係者の参加や協力を得て、地域の子育てをしている保護者と、婦人会や自治会などの子育て経験者との交流の場を提供します。 【実施目標】 ◆市内各校区における子育てサロン事業の継続実施	地域福祉課
子育てに関するNPO等各種市民活動団体への支援	○子育てに関する各種市民活動団体のネットワーク化などの支援に取り組みます。 【実施目標】 ◆各種市民活動団体への支援の継続実施	地域コミュニティ課
校區別子ども・子育て会議の設置	○市内各校区の実態把握を踏まえた調査研究を行い、地域と子育て家庭をつなぐ「組織化」について検討、協議します。 【実施目標】 ◆市内各校区において、子育て支援の推進母体となる組織の設置運営	子育て支援課
保護者が気軽に集い、意見を出し合える場の設置	○子育てしている保護者が気軽に集まり、意見や感想を出し合える場の提供に努めるとともに、よりよい内容や方法を検討します。 【実施目標】 ◆いはいま子育て部ミーティング（茶話会）の実施	男女共同参画課

事業名	主な取組内容	担当課
子育て家庭応援プロジェクト事業の推進	<p>○子育て支援及び少子化対策に資するため、本市の特性と保護者のニーズに合った包括的で有効な政策を推進します。</p> <p>【実施目標】</p> <p>◆第二子以降の出生時に紙おむつを購入できる応援券を配布する愛顔の子育て応援事業の継続実施</p> <p>◆子育て応援パスポート交付事業の継続実施</p>	子育て支援課
地域子育て支援拠点事業の実施	<p>○子育て家庭のニーズに対応した、一時預かりなど施設機能の充実、強化を図ります。</p> <p>【実施目標】</p> <p>◆地域子育て支援拠点事業の継続実施</p> <p>令和4（2022）年度 8施設</p> <p>令和6（2024）年度 8施設</p>	子育て支援課
保育園の地域開放（保育園へ行こうデーの設定など）	<p>○保育園の地域開放の実施に向け協議を行うとともに、保育園が地域における子育て支援拠点（赤ちゃん休憩所を含む）であることの普及啓発を図り、地域内での交流や連携を促進します。</p> <p>【実施目標】</p> <p>◆保育園の地域開放の実施（保育園へ行こうデーの設定など）</p>	子育て支援課
子育て支援イベントの開催	<p>○子育て支援イベント等の開催により、子育て支援の広報啓発と異世代交流や情報交換について、効果的な実施方法を検討し、内容の充実に努めます。</p> <p>【実施目標】</p> <p>◆子育て支援イベントの継続開催</p>	子育て支援課

基本施策3 子育てに伴う経済的負担の軽減

事業名	主な取組内容	担当課
児童手当の支給	○受給要件を満たす保護者に対して児童手当を支給し、経済的負担の軽減に努めます。 【実施目標】 ◆児童手当支給の継続実施	子育て支援課
就学前医療費の助成	○就学前児童の保険診療の自己負担分を助成し、経済的負担の軽減に努めます。 【実施目標】 ◆就学前医療費助成の継続実施	子育て支援課
不妊治療費の助成	○不妊に悩む人が特定又は一般不妊治療を受けたときにその費用を助成し、経済的負担を軽減します。 【実施目標】 ◆不妊治療費助成の継続実施	保健センター
三世帯同居又は家庭内保育世帯に対する支援	○三世帯同居が可能な世帯の促進や、家庭外と家庭内における保育に対する行政支援の不公平の是正を図るため、経済的支援を行います。 【実施目標】 ◆三世帯同居の促進 ◆子育て応援パスポート事業の継続及び愛顔の子育て応援事業の実施	地方創生推進課 子育て支援課
子どもの貧困対策の推進 【新規】	○経済的理由により、生活が困難な家庭状況にある子どもに気付き、早期の支援を図るため、保育所や学校、民生児童委員、主任児童委員等関係機関と連携し、適切に支援が行き届くよう、見守り活動の充実に努めます。 【実施目標】 ◆貧困に関する計画の策定	地域福祉課 子育て支援課
実費徴収に係る補足給付事業 【新規】	○新制度に移行していない幼稚園において、年収360万円未満相当世帯及び第三子以降の子どもがいる世帯を対象とし、給食費のうち副食費分を給付することによる支援を行います。 【実施目標】 ◆幼児教育の充実	学校教育課

【基本方針4】**健やかな成長を支えるまちづくり**

妊娠期の不安を軽減し、安心して妊娠、出産に臨めるよう、妊娠期からの切れ目のないきめ細かな支援を推進するとともに、関係機関と連携しながら親子の健康づくりを推進し、子どもの健やかな成長を支援します。

基本施策1 妊娠期からの切れ目のない支援

事業名	主な取組内容	担当課
両親学級・育児学級の開催	<p>○妊娠、出産、育児の知識の習得とともに、仲間づくりを促進するため、妊婦とその家族を対象としたコース学習を実施します。</p> <p>○より参加しやすい実施方法について検討を進めます。</p> <p>【実施目標】</p> <p>◆両親学級、育児学級の継続実施</p>	保健センター
母子健康手帳の交付	<p>○妊娠の届出により、母子健康手帳を交付し、妊娠から出産まで安心して健康に過ごせるよう、保健指導を行います。</p> <p>【実施目標】</p> <p>◆母子健康手帳交付の継続実施</p>	保健センター
子育て世代包括支援センターでの相談支援の充実	<p>○子育て世代包括支援センター（すまいるステーション）において、妊娠届出時のアンケートや相談内容に基づき妊婦支援計画を作成し、支援サービスに関する情報提供や相談支援など、妊娠期からの切れ目のない包括的な支援を行います。</p> <p>【実施目標】</p> <p>◆子育て応援プランの作成</p> <p>◆妊婦支援計画立案</p> <p>◆相談支援（電話・訪問）</p> <p>◆関係機関との連絡調整</p> <p>◆産後ケア</p>	保健センター
乳児家庭全戸訪問事業の実施	<p>○生後4か月までの乳児がいる家庭に対し全戸訪問を行い、育児不安が解消されるように相談等に応じます。</p> <p>【実施目標】</p> <p>◆乳児家庭全戸訪問事業の継続実施</p> <p>令和4（2022）年度 718人</p> <p>令和6（2024）年度 684人</p>	保健センター

事業名	主な取組内容	担当課
子育てネットワーク事業の実施	○生後3～5か月頃の家庭に対して、主任児童委員等が見守り訪問等による支援活動を行います。 【実施目標】 ◆子育てネットワーク事業の継続実施	保健センター
エンゼルヘルパー派遣事業の推進	○妊娠、出産期にある家庭に対して、必要に応じてヘルパーを派遣します。 【実施目標】 ◆エンゼルヘルパー派遣事業の継続実施	子育て支援課
乳幼児相談の充実	○5か月児健康相談を月2回、おおむね6か月から1歳までの乳児を対象に、乳児相談を月1回実施します。 ○保健師、栄養士、歯科衛生士により、乳幼児の個別の相談やダイヤル相談を実施します。 【実施目標】 ◆乳幼児相談の充実	保健センター

基本施策2 親子の健康づくり

事業名	主な取組内容	担当課
休日夜間急患センターの運営	○新居浜市医師会内科・小児科急患センターにおいて、内科・小児科の休日診療、夜間診療、深夜（小児）診療を行います。 【実施目標】 ◆休日夜間急患センターの継続実施	保健センター
在宅当番医制の運営	○各担当医師の診療所において、外科の休日診療を行います。 【実施目標】 ◆在宅当番医制の継続実施	保健センター
妊婦健康診査・歯科健康診査の実施	○委託医療機関において、妊娠中に健康診査、歯科健康診査を実施します。 【実施目標】 ◆妊婦一般及び歯科健康診査の継続実施	保健センター
乳児一般健康診査の実施	○委託医療機関において、乳児一般健康診査を実施します。 【実施目標】 ◆乳児一般健康診査の継続実施	保健センター

事業名	主な取組内容	担当課
幼児健康診査の実施	<p>○1歳6か月児、3歳児健康診査を実施します。</p> <p>【実施目標】</p> <p>◆幼児健康診査の継続実施</p>	保健センター
養育支援訪問事業の実施	<p>○子どもの健全育成を促進するとともに、虐待の未然防止に取り組むため、妊婦及び乳幼児のいる家庭を訪問して、早い時期から個別の相談等に応じます。</p> <p>【実施目標】</p> <p>◆養育支援訪問事業の継続実施</p>	保健センター
予防接種の実施	<p>○法令に定められた定期予防接種を実施します。</p> <p>【実施目標】</p> <p>◆予防接種法及び感染症予防法に基づく予防接種の継続実施</p>	保健センター
産科医等確保支援事業の実施	<p>○産科医を確保し、地域で安心して出産ができる環境を整備します。</p> <p>【実施目標】</p> <p>◆産科医等確保支援事業の継続実施</p>	保健センター
食育推進計画に基づく食力（しょくじから）の推進	<p>○妊娠期から切れ目なく、子どもの成長に応じた食育を推進し、適切な食習慣を確立するとともに、共食や調理体験等を通じて、親子の愛情を育み、親子の絆を深めます。</p> <p>【実施目標】</p> <p>◆食育推進計画に基づく食力（しょくじから）の推進</p>	保健センター

【基本方針5】**配慮が必要な子どもにやさしいまちづくり**

ひとり親家庭への生活支援や障がい児への支援など、配慮が必要な子どもや家庭を支援し、安心して生活できる環境づくりを推進します。また、児童虐待の発生予防、早期発見に向け、関係機関との連携や啓発を強化します。

基本施策1 ひとり親家庭への支援

事業名	主な取組内容	担当課
子育て支援相談体制の充実 【再掲】	○身近な地域において、子育て家庭の必要とする情報提供をはじめ、相談、助言等を行えるよう、妊娠期から子育て期の支援体制の充実を図ります。 【実施目標】 ◆利用者支援事業の継続実施 令和4（2022）年度 3施設 令和6（2024）年度 3施設	子育て支援課 保健センター
児童扶養手当の支給	○支給要件を満たす母親又は養育者に対して、扶養を支援する手当を支給するとともに、適正な事務の運営に努めます。 【実施目標】 ◆児童扶養手当支給の継続実施	子育て支援課
ひとり親家庭医療費の助成	○受給要件を満たすひとり親家庭について、保険診療の自己負担分を助成するとともに、適正な事務の運営に努めます。 【実施目標】 ◆ひとり親家庭医療費助成の継続実施	子育て支援課
母子父子寡婦福祉資金の貸付	○就学支度金、修学資金、転宅資金等の貸付について相談や申請を行います。 【実施目標】 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付の継続実施	子育て支援課
母子家庭等対策総合支援事業の実施	○自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等の支給や、ひとり親家庭学習支援事業等を実施し、ひとり親家庭への総合的な支援を行います。 【実施目標】 ◆母子家庭等自立支援給付金事業の継続実施 ◆ひとり親家庭学習支援事業の継続実施	子育て支援課

事業名	主な取組内容	担当課
母子及び父子相談の充実	○母子・父子自立支援員が生活上の相談を受け、自立を支援します。 【実施目標】 ◆母子及び父子相談の充実	子育て支援課

基本施策2 障がいのある子どもへの支援

事業名	主な取組内容	担当課
障がい児タイムケア事業の実施	○障がい児（小中高校生）を対象に、放課後や長期休業中において、適切な遊びや生活指導等を実施し、障がい児の健全育成と保護者の就労支援及び家族の負担軽減を図ります。 【実施目標】 ◆障がい児タイムケア事業の継続実施	地域福祉課
日中短期入所事業の実施	○障がい児の日中における活動の場を確保し、保護者の就労支援及び家族の負担軽減を図ります。 【実施目標】 ◆日中短期入所事業の継続実施	地域福祉課
障がい児家庭への各種手当の支給	○障害児福祉手当、特別児童扶養手当（20歳未満）など障がい児を持つ家庭への支援を行います。 【実施目標】 ◆障がい児家庭への各種手当支給の継続実施	地域福祉課 子育て支援課
自立支援給付事業の実施	○保護者が病気等で家庭での介護が困難な場合の短期入所事業や居宅介護事業等を行い、障がい児の健全育成と保護者の負担軽減を図ります。 【実施目標】 ◆自立支援給付事業の継続実施	地域福祉課
障がい児通所支援事業の実施	○障がい児の年齢や障がい特性に応じて「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」等の通所支援を行い、障がい児の健全育成と保護者の負担軽減を図ります。 【実施目標】 ◆障がい児通所支援事業の継続実施	地域福祉課

事業名	主な取組内容	担当課
障がい児相談支援の実施	<p>○障がい児支援利用計画の作成、サービス事業者等との連絡調整及び利用状況を検証し、計画内容の見直しを行うモニタリングなど、利用者の適切なサービス利用に向けたきめ細かな支援を行います。</p> <p>【実施目標】</p> <p>◆障がい児相談支援の継続実施</p>	地域福祉課
発達相談の実施	<p>○言語の遅れや発達が気になる子どもに対して、個別や集団で発達支援の相談の場を設け、必要に応じて発達検査や早期療育等の支援につなげます。</p> <p>【実施目標】</p> <p>◆発達相談の継続実施</p>	発達支援課 保健センター
障がい児保育事業の充実	<p>○保育所で行う集団保育が適切に実施できる範囲内で、保育を必要とする障がい児等を保育所で受け入れ、障がい児等の成長発達を図るとともに、保護者の就労を支援します。</p> <p>【実施目標】</p> <p>◆障がい児保育事業の充実</p>	子育て支援課
発達支援の推進	<p>○障がいや発達に課題のある子どもの早期発見、早期支援を行うとともに、乳幼児期から成人期までのライフステージに対応した継続的で一貫した支援体制の整備に努め、地域で共に育ち、学び、働き、暮らす支援のシステムづくりを進めます。</p> <p>【実施目標】</p> <p>◆発達支援の推進</p>	発達支援課
特別支援教育の推進	<p>○障がいのある児童生徒一人一人の教育ニーズを把握し、自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するとともに、適切な支援につながるよう、特別支援教育支援員の研修や指導を行います。</p> <p>【実施目標】</p> <p>◆特別支援教育の推進</p>	発達支援課

事業名	主な取組内容	担当課
経過観察児フォローアップ事業の実施	<p>○経過観察を必要とする幼児と保護者を支援します。</p> <p>○参加しやすい保護者交流会開催に向け、内容について検討します。</p> <p>【実施目標】</p> <p>◆経過観察児フォローアップ事業の継続実施</p> <p>◆にこにこクラブ卒業後の保護者を対象とした交流会の実施</p>	保健センター
地域における療育支援体制の整備	<p>○関係機関と情報の共有を行い、障がいや発達課題のある子どもに対する専門的な療育支援体制の整備を図ります。</p> <p>【実施目標】</p> <p>◆地域における療育支援体制の整備</p>	地域福祉課 発達支援課
児童発達支援センター設置の推進【新規】	<p>○国の整備方針により、地域の中核的な療育支援施設として、関係各課と設置に向けた協議を進めます。</p> <p>【実施目標】</p> <p>◆児童発達支援センターの整備</p>	子育て支援課 地域福祉課 保健センター 発達支援課

基本施策3 児童虐待等の防止

事業名	主な取組内容	担当課
家庭児童相談の充実	<p>○子育て支援課に家庭児童相談室を設置し、家庭環境、児童養育、児童虐待等について相談に応じるとともに、児童相談所と連携し、適切な対応を行います。</p> <p>【実施目標】</p> <p>◆家庭児童相談の充実</p>	子育て支援課
児童虐待の早期発見・予防の充実	<p>○見守り等による児童虐待の早期発見に努め、子どもの最善の利益を確保します。</p> <p>【実施目標】</p> <p>◆児童虐待の早期発見・予防の充実</p>	保健センター 子育て支援課
要保護児童対策地域協議会の充実	<p>○地域の関係機関との連携を図りながら、児童虐待の防止及び早期発見、早期対応を図ります。</p> <p>○子ども家庭総合支援拠点の設置を検討します。</p> <p>【実施目標】</p> <p>◆要保護児童対策地域協議会の充実</p> <p>◆子ども家庭総合支援拠点の設置</p>	子育て支援課

【基本方針6】	地域で子どもを見守るまちづくり
----------------	------------------------

地域の関係機関と連携して、多様な体験活動や子育てを学ぶ機会の充実を図り、地域全体で子育てを支える意識の醸成を図ります。また、絵本の読み聞かせなどを通じて、子どもの豊かな心を育み、親子の交流を図る機会を充実します。

基本施策1 子育て力を高める学びの場の充実

事業名	主な取組内容	担当課
出前講座の実施	○子育て支援に関する出前講座を実施します。 【実施目標】 ◆出前講座の継続実施	地域コミュニティ課
生涯学習大学（児童・親子対象講座）の実施	○生涯学習大学において「ラジオ体操ひろめ隊」の自主活動により、児童・親子対象講座を開催します。 【実施目標】 ◆生涯学習大学（児童・親子対象講座）の継続実施	社会教育課 生涯学習センター
女性総合センターにおける子育て講座の実施	○女性総合センターにおいて子育て講座などを実施します。 【実施目標】 ◆女性総合センターにおける子育て講座の継続実施	男女共同参画課
公民館における家庭教育講座の実施	○地域における子育てに関する勉強会、親子レクリエーション等の講座の実施を促進し、家庭教育の充実を図ります。 【実施目標】 ◆公民館における家庭教育講座の継続実施	社会教育課
ブックスタート事業の実施	○赤ちゃんと保護者の絵本を通じた触れ合いを支援するため、5か月児健康相談（月2回）時に、絵本等が入ったブックスタートパックを贈呈するとともに、絵本や読み聞かせに関する相談に応じます。 【実施目標】 ◆ブックスタート事業の継続実施	図書館 保健センター

基本施策2 健全な子どもの居場所づくり

事業名	主な取組内容	担当課
児童センター・児童館の活用	<p>○市内4か所の児童センターや児童館において、子どもの健全な育成と親子の交流を図るための遊びの場を提供し、児童の健全育成を図ります。</p> <p>○出前児童館を実施し、地域組織活動への協力を行います。</p> <p>【実施目標】</p> <p>◆児童センター、児童館の活用</p>	子育て支援課
図書館の活用	<p>○図書館において、絵本の読み聞かせ等を行い、読書を通じて生きる力を育みます。</p> <p>【実施目標】</p> <p>◆図書館の活用</p> <p>◆図書館での絵本読み聞かせ</p>	図書館
放課後子ども教室の実施	<p>○公民館等を活用して、安全、安心な子どもの居場所を設け、地域住民・団体・企業等の参画による放課後や週末のスポーツ、文化活動等の体験・交流活動を実施します。</p> <p>○未開設の校区についても、今後、開設を検討します。</p> <p>○放課後児童クラブと連携して実施します。</p> <p>【実施目標】</p> <p>◆放課後子ども教室の継続実施</p> <p>令和4（2022）年度 参加延べ人数/教室 10,000人</p> <p>令和6（2024）年度 参加延べ人数/教室 10,000人</p>	学校教育課 (H29～)
放課後まなび塾の実施	<p>○小学校や公民館を活用して、放課後に学習支援員のサポートによる学習の場を設けることにより、学習習慣の定着と学力の向上を図ります。</p> <p>○夏休みなどの長期休業中の実施の充実を図ります。</p> <p>○実施する小学校区の増加に対応し、学習支援員の確保に努めます。</p> <p>○放課後児童クラブと連携して実施します。</p> <p>【実施目標】</p> <p>◆放課後まなび塾の継続実施</p> <p>令和4（2022）年度 開設数 15か所/15小学校区</p> <p>令和6（2024）年度 開設数 15か所/15小学校区</p>	学校教育課

基本施策3 地域で見守るつながりづくり

事業名	主な取組内容	担当課
地域ボランティアによる見守り活動の推進	<p>○学校や地域との連携を深め、登下校時における子どもの見守り活動や声掛け運動などを行い、交通事故や犯罪からの被害防止に努めます。</p> <p>【実施目標】</p> <p>◆市内小学校区（16 校区）における地域ボランティアによる見守り活動の継続実施</p>	学校教育課
保育所地域活動事業の充実	<p>○保育所の専門的機能を地域住民に活用してもらうため、世代間交流事業や地域の子育て家庭への育児講座、保育所卒園児童との交流活動等を行います。</p> <p>【実施目標】</p> <p>◆保育所地域活動事業の充実</p>	子育て支援課
地域子育て人材バンクの活用	<p>○地域の中で子育てに関わる人材の掘り起こしと育成を行うとともに、養成講座受講者が地域で活躍できる場の提供に努めます。</p> <p>【実施目標】</p> <p>◆地域子育て人材バンクの設置及び活用</p>	子育て支援課
教育・保育施設等の活用	<p>○保育所、幼稚園の専門的機能を地域住民に活用してもらうため、世代間交流事業や地域の子育て家庭への育児講座、卒園児童との交流活動等を行います。</p> <p>【実施目標】</p> <p>◆教育・保育施設等の活用</p>	子育て支援課 学校教育課 社会教育課
安全・安心な魅力ある公園づくり【新規】	<p>○子どもや高齢者をはじめ、誰もが安全に安心して訪れることができる都市公園に再整備します。</p> <p>【実施目標】</p> <p>◆ブランコ、ジャングルジム等の遊具及びベンチ、東屋等の改築・更新</p>	都市計画課

基本施策4 幼保小の連携の推進

事業名	主な取組内容	担当課
巡回相談の実施	<p>○保育所、幼稚園に心理の専門家等と訪問し、障がいや発達に課題のある子ども一人一人のニーズに合った支援について、支援者及び保護者にアドバイスを行います。幼児にとって一番身近な場所における療育を進め、必要に応じて、こども発達支援センターや児童発達支援事業所につなぎます。</p> <p>【実施目標】</p> <p>◆巡回相談の実施</p>	発達支援課
幼保小の教職員の連携強化	<p>○幼保小の効果的な連携方策の検討及び各教職員の共通理解と一層の情報の共有化を推進し、子どもの健やかな育ちを横断的かつ重層的に支援します。</p> <p>【実施目標】</p> <p>◆幼保小の教職員の連携強化</p>	学校教育課 子育て支援課

第6章 子ども・子育て支援事業計画の基本施策

【1】 教育・保育の提供区域の設定について

市町村は子ども・子育て支援法及び国の指針に基づき、その地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して、教育・保育の提供区域を定めることとされています。

本市では、保育所、幼稚園、認定こども園の配置状況や子どもの人数を勘案し、第1期計画と同様、川西地区、川東地区、上部西地区、上部東地区の4区域を設定します。

【圏域の設定】

圏域	0～5歳児人口※	小学校数	小学校名	中学校数	中学校名
川西地区	1,801人	5校	新居浜小、宮西小、金子小、金栄小、惣開小	3校	北中、南中、西中
川東地区	1,405人	5校	高津小、浮島小、神郷小、多喜浜小、垣生小	2校	東中、川東中
上部西地区	1,012人	2校	中萩小、大生院小	2校	中萩中、大生院中
上部東地区	1,347人	4校	泉川小、船木小、角野小、別子小	4校	泉川中、船木中、角野中、別子中

※人口は平成31（2019）年4月1日現在の住民基本台帳（外国人を含む）

【2】 教育・保育等の量の見込みと提供体制の確保

「子ども・子育て支援法」では、全ての子どもの良質な成育環境を保障し、子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的な拡充、家庭における養育支援の総合的な推進を目指しています。

国の指針では、計画を着実に推進するため、今後5年間の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の見込量と、その確保方策について定めることとしています。

見込量の算出に当たっては、国の手引きに基づく「ニーズ調査結果から算出（推計）する方法」と、平成27（2015）年度以降の「各事業実績から算出（推計）する方法」があり、本市では、各事業の特性に応じていずれかの推計方法を用いた「量の見込み」を定めます。

【参考／対象となる施設・事業】

教育・保育施設	
幼稚園	小学校以降の学習や生活の基礎を作るため、幼稚園で子どもを預かり、就学前の教育を提供します。また、保育が必要な場合、降園時間後等に子どもを預かる事業を実施している施設もあります。 新制度に移行している幼稚園は、利用料が無料となります。
認可保育所	保護者の就労等により保育が必要な場合に、認可を受けた保育所で子どもを預かり、乳幼児期からの生きる力を養うための養護と教育が一体となった保育を提供します。 0～2歳児は住民税非課税世帯、3歳児以上は利用料が無料となります。（副食費を除く。）
認定こども園	保護者の就労状況にかかわらず、幼稚園と保育所が一体となった施設で子どもを預かり、教育・保育を提供する施設です。 0～2歳児は住民税非課税世帯、3歳児以上は利用料が無料となります。
地域型保育	認可を受けて、少人数の単位で、0～2歳児の子どもを預かる事業です。地域の様々な状況に合わせて、保育の場を確保します。小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育があります。

施設等利用給付	
教育・保育給付の対象外である幼稚園	新制度の幼稚園において、利用者負担額を上限として利用料が無償化されます。
特別支援学校等における障がい児の発達支援の利用	3～5歳児の障がい児の発達支援（障がい児通園施設）を利用する子どもについて、利用者負担額が無償化されます。
認可外保育施設等	保育の必要性の認定を受けた3～5歳児を対象として、認可保育所における保育料の全国平均額までの利用料が無償化されます。0～2歳児については、住民税非課税世帯を対象として、月額利用料が無償化されます。（一般的な認可外保育施設、ベビーシッター、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業等）
預かり保育事業	保育の必要性の認定を受けた3～5歳児を対象として、幼稚園や認定こども園の利用料に加え、利用実態に応じて認可保育所における保育料の全国平均額と、幼稚園保育料無償化の上限額との差額である最大額までの範囲で、預かり保育の利用料が無償化されます。

【3】 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期

「教育・保育施設による量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を次のとおり設定します。この事業計画に基づき、計画期間において必要な教育・保育施設の整備を計画的に実施していきます。

(単位:人)

		令和2(2020)年度				令和3(2021)年度				
		1号認定	2号認定	3号認定		1号認定	2号認定	3号認定		
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	
①量の見込み	必要利用定員総数	1,029	1,841	202	982	972	1,878	208	1,006	
	提供区域	川西地区	592	596	72	308	559	608	74	316
		川東地区	184	442	63	260	174	451	65	267
		上部西地区	49	345	33	178	47	351	34	182
		上部東地区	204	458	34	236	192	468	35	241
②確保方策	特定教育・保育施設	718	1900	232	843	904	1,934	235	855	
	確認を受けない幼稚園	560	239	0	0	355	209	0	0	
	地域型保育事業	0	0	30	93	0	0	30	93	
	認可外保育施設	0	37	34	118	0	37	34	118	
	計	1,278	2,176	296	1,054	1,259	2,180	299	1,066	
	提供区域	川西地区	701	769	99	384	682	773	102	396
		川東地区	205	546	70	253	205	546	70	253
		上部西地区	162	347	61	199	162	347	61	199
		上部東地区	210	514	66	218	210	514	66	218
過不足(②-①)		249	335	94	72	287	302	91	60	

参考：教育・保育の認定について（保育の必要性の認定）

子ども・子育て支援新制度に基づく教育・保育を利用する場合は、以下の区分に沿った「教育・保育の認定」を受ける必要があります。

【1号認定】保育を利用しない3～5歳児（幼稚園、認定こども園）

【2号認定】保育を必要とする3～5歳児（保育所、認定こども園）

【3号認定】保育を必要とする0～2歳児（保育所、認定こども園、地域型保育）

(単位:人)

		令和4(2022)年度				令和5(2023)年度				
		1号認定	2号認定	3号認定		1号認定	2号認定	3号認定		
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	
①量の見込み	必要利用定員総数	919	1,915	215	1,030	868	1,954	222	1,054	
	提供区域	川西地区	528	620	77	324	499	633	80	331
		川東地区	165	460	67	273	155	469	69	279
		上部西地区	44	358	35	186	42	365	36	191
		上部東地区	182	477	36	247	172	487	37	253
②確保方策	特定教育・保育施設	904	1,934	235	855	904	1,934	235	855	
	確認を受けない幼稚園	355	209	0	0	355	209	0	0	
	地域型保育事業	0	0	30	93	0	0	30	93	
	認可外保育施設	0	37	34	118	0	37	34	118	
	計	1,259	2,180	299	1,066	1,259	2,180	299	1,066	
	提供区域	川西地区	682	773	102	396	682	773	102	396
		川東地区	205	546	70	253	205	546	70	253
		上部西地区	162	347	61	199	162	347	61	199
		上部東地区	210	514	66	218	210	514	66	218
過不足(②-①)		340	265	84	36	391	226	77	12	

		令和6(2024)年度				
		1号認定	2号認定	3号認定		
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	
①量の見込み	必要利用定員総数	821	1,993	229	1,080	
	提供区域	川西地区	472	646	83	340
		川東地区	147	478	71	286
		上部西地区	39	373	37	195
		上部東地区	163	496	38	259
②確保方策	特定教育・保育施設	904	1,934	235	855	
	確認を受けない幼稚園	355	209	0	0	
	地域型保育事業	0	0	30	93	
	認可外保育施設	0	37	34	118	
	計	1,259	2,180	299	1,066	
	提供区域	川西地区	682	773	102	396
		川東地区	205	546	70	253
		上部西地区	162	347	61	199
		上部東地区	210	514	66	218
過不足(②-①)		438	187	70	▲14	

提供体制 確保方策 の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼児期の特定教育・保育施設としては、幼稚園と保育所、認定こども園において、量の見込みに応じた定員数を確保できるよう、受入体制の充実や施設整備等に取り組みます。 ● 地域型保育事業（小規模保育事業等）については、引き続き保護者のニーズを把握しながら、必要性について検討します。
----------------------	--

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期

「地域子ども・子育て支援事業による量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を次のとおり設定します。この事業計画に基づき、計画期間において必要な事業を計画的に提供していきます。

（1）利用者支援事業

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本型・特定型 (子育て支援センター)	量の見込み	か所	2	2	2	2	2
	確保方策	か所	2	2	2	2	2
母子保健型 (子育て世代包括支援センター)	量の見込み	か所	1	1	1	1	1
	確保方策	か所	1	1	1	1	1

提供体制 確保方策 の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て支援センター、保健センター、子育て支援課内に利用者支援事業を担当する職員を配置し、利用者の相談支援を行います。また、関係機関と情報共有し、連携して支援をするネットワーク体制の強化を図ります。
----------------------	--

（2）地域子育て支援拠点事業

地域の身近な場所で子育て中の親子の交流を図り、子育ての不安軽減や仲間づくりの支援を行います。

	単位	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
量の見込み	延べ人	61,332	60,372	59,232	58,200	57,192
確保方策	か所	8	8	8	8	8

提供体制 確保方策 の考え方	●事業の周知や充実に努め、乳幼児の親子がより利用しやすい施設を目指すとともに、人口減少等に伴う量の見込みの減少も加味しながら、今後も引き続き、多くの利用につながるよう内容の充実に取り組みます。
----------------------	--

(3) 妊婦健康診査事業

医療機関において定期的に乳児の成育具合や妊婦の健康状態を確認し、母子共に健康で安心した出産ができるよう支援する事業です。

		単位	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
量の見込み	対象人数	人/年	773	755	737	720	703
	健診回数	回	11.9	12.0	12.1	12.2	12.3
	延べ受診人数	人回	9,199	9,060	8,918	8,784	8,647
確保方策	実施場所	-	医療機関等				
	検査項目	-	妊婦一般健康診査、超音波検査、血液検査等				
	実施時期	-	通年				

提供体制 確保方策 の考え方	●医療機関での妊婦健診に係る費用の一部助成を行い、現在の体制を維持、継続します。
----------------------	--

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいる全ての家庭を保健師が訪問し、乳児の発育状況の確認、母親の健康相談、育児相談及び子育て支援に関する情報提供等を行う事業です。

		単位	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
量の見込み		人	753	735	718	700	684
確保方策		人	753	735	718	700	684

提供体制 確保方策 の考え方	●保健センターの保健師や看護師により「こんにちは赤ちゃん訪問事業」として現在の体制を維持し、安心して子育てできるよう支援します。
----------------------	--

(5) 養育支援訪問事業

育児に不安のある人や養育環境が気になる家庭に対して、支援が必要な場合に保健師が訪問して、保護者の育児や家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児、家事援助など）を行う事業です。

	単位	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
量の見込み	件	550	550	550	550	550
確保方策	件	550	550	550	550	550

提供体制 確保方策 の考え方	●関係機関と連携しながら、特に支援が必要な対象者の家庭に対し保健師・保育士等を派遣し、継続的に支援します。
----------------------	---

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病や出産、冠婚葬祭やその他の理由で、家庭において一時的に児童を養育することが困難になった場合に、宿泊を伴った一時預かりを行う事業です。

	単位	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
量の見込み	延べ人	0	0	0	0	0
確保方策	か所	2	2	2	2	2

提供体制 確保方策 の考え方	●保護者の疾病等による一時的な養育困難者に対するサービスとして、現在の提供体制を維持、継続していきます。
----------------------	--

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子育ての援助をしてほしい人と、子育ての援助をしたい人が育児の相互援助を行う事業です。

	単位	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
量の見込み	延べ人	213	209	204	198	193
確保方策	か所	1	1	1	1	1

提供体制 確保方策 の考え方	●現在のセンター体制を維持し、ニーズに応じてきめ細かく利便性の高い事業を展開します。また、事業の周知を行います。
----------------------	--

(8) 一時預かり事業

保護者の就労や疾病・出産などにより、保育が一時的に困難となった場合に、保育所等において一時的な預かりを行う事業です。

幼稚園及び認定こども園（短時間）の在園児については、「幼稚園・認定こども園（短時間）における預かり保育」により実施し、保育所、幼稚園、認定こども園に在籍していない場合は「保育所等における一時保育」により実施します。

		単位	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
幼稚園・認定こども園 短時間 在園児対象	量の見込み	延べ人	26,400	26,400	26,400	26,400	26,400
		1号認定	0	0	0	0	0
		2号認定	26,400	26,400	26,400	26,400	26,400
	確保方策	延べ人	26,400	26,400	26,400	26,400	26,400
		か所	7	7	7	7	7
保育所等における一時 保育	量の見込み	延べ人	7,020	7,020	7,020	7,020	7,020
	確保方策	延べ人	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100
		か所	9	9	9	9	9

提供体制 確保方策 の考え方	●引き続き、利用ニーズに応じた事業実施に努めます。
----------------------	---------------------------

(9) 時間外保育事業（延長保育：保育所、認定こども園 長時間）

通常の保育時間を超えて保育を行う事業です。

	単位	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
量の見込み①	人	388	378	371	363	357
確保方策②	人	390	380	373	365	359
	か所	19	19	19	19	19
過不足(②-①)	人	2	2	2	2	2

提供体制 確保方策 の考え方	●今後も引き続き、利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。
----------------------	-----------------------------------

(10) 病児・病後児保育事業

児童が病気により集団保育が困難であり、家庭で保育ができないときに、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かる事業です。

	単位	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
量の見込み	延べ人	381	371	365	356	350
確保方策	延べ人	960	960	960	960	960
	か所	1	1	1	1	1
	総定員	960	960	960	960	960

提供体制 確保方策 の考え方	●事業の周知や情報提供に努め、利用希望に応じて対応します。
----------------------	-------------------------------

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後に適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

	単位	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
量の見込み①	人	2,079	2,040	1,989	1,939	1,886
	低学年	1,364	1,345	1,310	1,279	1,235
	高学年	715	695	679	660	651
確保方策②	人	2,079	2,040	1,989	1,939	1,886
過不足(②-①)	人	0	0	0	0	0

提供体制 確保方策 の考え方	●放課後児童クラブは、現在の体制を維持し、小学6年生までの児童の受け入れを継続します。 ●放課後まなび塾や放課後子ども教室との連携を推進します。
----------------------	---

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、子育て支援施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等物品の購入に要する費用や、行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

本市では、新制度に移行していない幼稚園において、年収360万円未満相当世帯及び第3子以降の子どもがいる世帯を対象とし、給食費のうち副食費分を給付することによる支援を行います。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図る事業です。

教育・保育及び地域型保育の「量の見込み」を的確に把握し、新規参入の必要性が生じた場合には、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する実施支援、相談、助言等の実施を検討します。

第7章 計画の推進

1 庁内推進体制の充実

子育て支援の取組は、福祉、保健、教育など多岐にわたっています。本計画の推進に当たっては、多様化する教育・保育事業に対する保護者のニーズに的確に対応できるよう、庁内の関係部署が十分な連携を図り、分野横断的に様々な取組を推進する体制の充実を図ります。また、保育士や幼稚園教諭、保健師、栄養士など、様々な専門職への研修等の充実により、技術や専門性の向上を図ります。

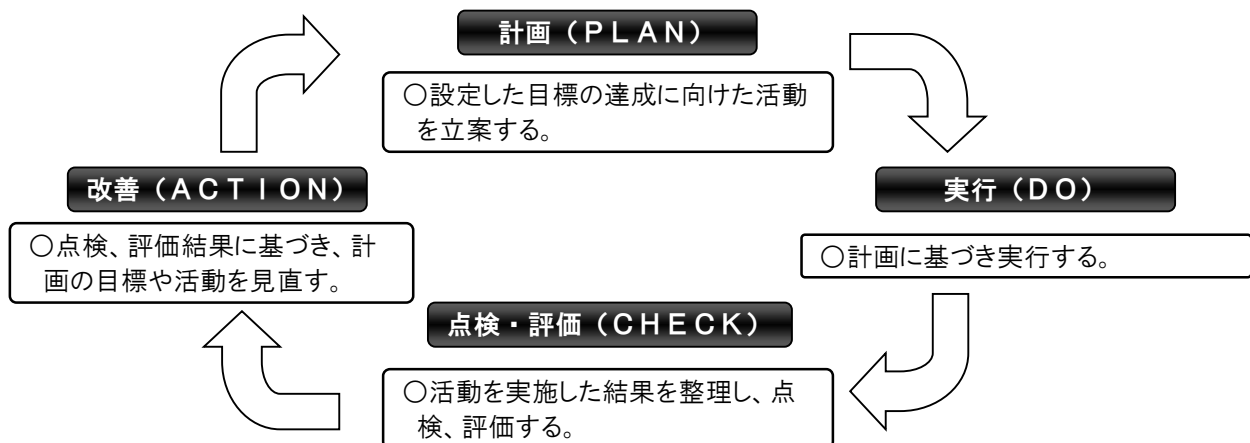
2 関係機関との連携の強化

社会全体で子育て支援を推進していくためには、市民や関係団体、事業所、行政の協働により施策を推進していく必要があります。市民及び関係機関等への子育て支援に対する意識の醸成をはじめ、地域における担い手の育成、確保を図りながら、協働してそれぞれの役割を果たしていくための体制の整備に努めます。

3 計画の達成状況の点検及び評価

施策の推進状況等については、PDCAサイクルによる進行管理に基づき、定期的に庁内で点検、評価を実施するとともに、「新居浜市子ども・子育て会議」を適宜開催し、子育て支援の取組に対する実施状況の検証を行い、今後の取組への反映に努めます。

【参考／PDCAサイクルのプロセスイメージ】



資料編

1 新居浜市子ども・子育て会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項及び第3項の規定に基づき、同条第1項の合議制の機関として、新居浜市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置くとともに、当該子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げるもののほか、市長又は新居浜市教育委員会の諮問に応じて、子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 保育関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 関係団体から推薦された者
- (5) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (6) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長一人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援担当課において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 新居浜市子ども・子育て会議委員名簿

区 分		委 員 名	備 考
(1)	保護者	公募市民	篠原 実夢
(2)	保育関係者	私立保育園	合田 史宣 副会長
(3)	教育関係者	私立幼稚園	鈴木 純子
(4)	関係団体から推薦された者	私立保育園代表	合田 幸広 会長
		私立幼稚園代表	村上伊津紀
		商工会議所代表	小野 愛子
		民生児童委員代表	直野眞壽美
		連合自治会代表	三並 保
(5)	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	認定こども園事業者	立花久美子
		地域型保育事業者	明比 清美
		病児・病後児保育事業者	住 竜太郎
		子育て支援拠点事業・利用者支援事業	森 孝美
(6)	子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	小学校代表	高浜 武
		公民館代表	久保 弥生
		児童センター代表	高橋由紀子
(7)	その他市長が必要と認める者	—	—

計 15 名

第2期 新居浜市子ども・子育て支援事業計画

発 行 / 令和2（2020）年3月

発 行 者 / 愛媛県 新居浜市

問 合 せ 先 / 新居浜市役所 福祉部 子育て支援課

〒792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

TEL（0897）65-1242

FAX（0897）37-3844
